

令和4年3月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(行ウ)第11号 行政文書非公開決定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和4年2月16日

判 決

5 名古屋市中区丸の内3丁目7番9号チサンマンション丸の内第2 303号室

原 告 名古屋市民オンブズマン

同代表者兼訴訟代理人弁護士 新 海 聡

訴訟代理人弁護士 滝 田 誠 一

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

10 被 告 名古屋市長

同代表者兼処分行政庁 名古屋市長

河 村 た か し

訴訟代理人弁護士 北 口 雅 章

主 文

15 1 処分行政庁が令和3年9月16日付けで原告に対してした行政文書一部
公開決定(3観名保第111号)のうち,復命書の名古屋市長の発言の一
部(別表番号1)を非公開とした部分を取り消す。

20 2 処分行政庁が令和3年9月16日付けで原告に対してした行政文書一部
公開決定(3観名保第112号)のうち,①復命書(名古屋城総合事務所
長以下5名分)(別表番号3),復命書(ナゴヤ魅力向上担当部長分)(別表
番号4),及び「2018年7月20日文化庁打ち合わせメモ」と題する書
面(別表番号5)の「本丸御殿の工事について」の項目に記載されている
文化庁の職員の発言を非公開とした部分,②名古屋市長の発言の一部を非
公開とした部分(別表番号6~9及び12~15),③名古屋城天守閣整備
25 事業基本計画書G107の「図-4.15 北階段の遮煙性能を確保した
場合(避難安全レベル4)の避難イメージ」の一部を非公開とした部分(別

表番号19の一部),④同計画書の防災拠点が設置されている場所又はこれとその設置場所を示す図面の記載を非公開とした部分(別表番号19~21及び28の各一部),並びに⑤同計画書のZ90の一部を非公開とした部分(別表番号29)を取り消す。

5 3 処分行政庁が令和3年9月16日付けで原告に対してした行政文書一部公開決定(3観名保第113号)のうち,①「石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針(案)について」と題する書面の一部を非公開とした部分(別表番号30),及び②名古屋市長の発言の一部を非公開とした部分(別表番号31~34及び47~50)を取り消す。

10 4 処分行政庁は,原告に対し,上記1~3の非公開とした部分を開示せよ。

5 本件訴えのうち,上記1~3の取消しに係る部分以外の部分の行政文書の公開決定の義務付けを求める部分をいずれも却下する。

6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

15 7 訴訟費用はこれを2分し,その1を原告の負担とし,その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 処分行政庁が令和3年9月16日付けで原告に対してした行政文書一部公開決定(3観名保第111号)のうち,別表番号1及び2の部分を非公開とした部分を取り消す。

2 処分行政庁は,原告に対し,別表番号1及び2の部分を公開せよ。

3 処分行政庁が令和3年9月16日付けで原告に対してした行政文書一部公開決定(3観名保第112号)のうち,別表番号3~29の部分を非公開とした部分を取り消す。

25 4 処分行政庁は,原告に対し,別表番号3~29の部分を公開せよ。

5 処分行政庁が令和3年9月16日付けで原告に対してした行政文書一部公開

決定（3観名保第113号）のうち、別表番号30～60の部分を非公開とした部分を取り消す。

6 処分行政庁は、原告に対し、別表番号30～60の部分を公開せよ。

第2 事案の概要

5 本件は、原告が、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「本件条例」という。）に基づき、名古屋市長及び被告の職員（以下、併せて「被告職員等」という。）が名古屋城天守閣木造復元事業（以下「本件事業」という。）に関連して文化庁を訪問した際の資料について、3回にわたり、行政文書の公開請求（3観名保第111号、3観名保第112号及び3観名保第113号。以下、これらを併せて「本件各公開請求」という。）をしたところ、実施機関である名古屋市長（処分行政庁）から、令和3年9月16日付けで上記資料の一部を公開する旨の決定（以下、「3観名保第111号」に係る決定を「本件処分1」、「3観名保第112号」に係る決定を「本件処分2」、「3観名保第113号」に係る決定を「本件処分3」といい、これらの決定を併せて「本件各処分」という。）を受けたため、被告を相手方として、本件各処分のうち非公開とされた部分の一部の取消しを求めるとともに、当該部分の公開決定の義務付けを求める事案である。

1 関係法令の定めは別紙「関係法令の定め」に記載したとおりである。なお、同別紙中で定義した略語は、以下の本文においても用いるものとする。

20 2 前提事実（争いのない事実及び証拠（枝番があるものは明記しない限り各枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、政治、行政、社会的影響力をもつ企業・団体等の不正・不当な行為を監視し、これを是正することを目的として設立された権利能力なき
25 社団である。

イ 被告は、処分行政庁である名古屋市長が所属する行政主体である。

(2) 原告による本件各公開請求

原告は、本件条例に基づき、実施機関である名古屋市長に対し、3回にわたり、開示対象文書を以下の内容とする情報公開請求をした。

ア 平成30年7月18日

同年6月13日に名古屋城の件で文化庁を訪問した際の復命書、支出命令書（以下、この情報公開請求を「本件公開請求1」という。）

イ 平成30年7月30日

①名古屋市職員が同月20日から25日までの間に名古屋城関連で文化庁を訪れた際の持参資料、復命書、支出命令書及び会談の内容や指摘事項
10
②同月26日に名古屋市職員が名古屋城関連で文化庁を訪れた際の復命書、支出命令書及び会談の内容や指摘事項が分かるもの（以下、この情報公開請求を「本件公開請求2」という。）

ウ 平成30年12月10日

名古屋市職員が同年7月27日から12月10日までの間に名古屋城天守閣整備事業の件で文化庁を訪れた際の持参資料、復命書、支出命令書及び会談の内容や指導事項が分かるもの（以下、この情報公開請求を「本件公開請求3」といい、本件公開請求1～3を併せて「本件各公開請求」という。）

(3) 当初の一部公開決定

20
処分行政庁は、原告に対し、①平成30年8月30日付けで本件公開請求1に対し一部を公開する旨の決定をし、②同年9月11日付けで本件公開請求2に対し一部を公開する旨の決定をし、③平成31年1月23日付けで本件公開請求3に対し一部を公開する旨の決定をした。

(4) 本件訴えの提起

25
原告は、平成31年2月21日、上記(3)の各一部公開決定のうち非公開部分の全部（上記(3)の②）又は一部（同①及び③）の取消しを求め、本件訴え

を提起した。

(5) 当初の一部公開決定の取消し及び一部公開決定（本件各処分）

処分行政庁は、①令和元年5月31日付けで、上記(3)の各一部公開決定を取り消し、同各決定で非公開とした部分を含む本件各公開請求に係る公開請求文書の一部をそれぞれ公開する旨の決定をし、さらに、②令和3年9月16日付けで、同各決定を取り消し、同各決定において非公開とした部分を含む本件各公開請求に係る公開請求文書の一部をそれぞれ公開する旨の決定（本件各処分）をした。

(6) 原告による本件訴えの変更

原告は、令和4年2月10日付けの訴えの変更申立書により、従前の請求を、前記第1の請求のとおり、本件各処分のうち非公開部分の一部の取消しを求めるとともに、当該部分の公開決定の義務付けを求める請求に変更した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、別表番号1～60の非公開文書（以下、文書の同一性を問わず、非公開部分を単位とする別表の「番号」に従って、「文書1」、「文書2」などという。）が本件条例7条1項2号～5号の各非公開情報に該当するかであり、これに関する当事者の主張は、別表の「番号」に対応する「被告の主張」及び「原告の主張」のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加えて、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件事業（名古屋城天守閣木造復元事業）の概要等

ア 名古屋城は、慶長15年（1610年）、尾張徳川家の居城として築城された近世城郭であり、太平洋戦争による空襲によって昭和20年に天守や本丸御殿等の主要な建造物が焼失したが、昭和27年、その跡地である名

古屋城跡が代表的な近世城郭として特別史跡に指定され、昭和34年、市制70周年記念事業として、大天守、小天守及び正門が鉄骨鉄筋コンクリート造として再建された。(乙7～9, 31の3)

イ 被告は、特別史跡名古屋城跡全体の整備について検討するため、平成18年度、大学教授等の専門家を構成員とする有識者会議として、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議」(同年度から平成26年度までの名称は「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会」。以下、名称変更前後を通じて「全体検討会議」という。)を組織するとともに、全体検討会議の中に、同じく有識者会議として、建造物部会、石垣部会、庭園部会及び天守閣部会を組織し、各部会において、本丸御殿、重要文化財建造物、石垣、庭園及び天守閣の整備等に関する専門家の意見聴取等をし、全体検討会議でその内容を共有する体制を構築した。(乙8, 31の3)

ウ 本丸御殿については、平成21年1月に史実に基づく復元に着手し、全体を3期に分けて進めていたところ、被告は、平成27年度以降、特別史跡名古屋城跡保存活用計画を策定し、名古屋城跡の歴史的価値を後世に確実に継承するため、特別史跡全体の保存管理を厳格に行いながら、戦災等で失われた天守や本丸御殿等の当時の姿を実感することができる場を創出することとした。そして、本丸御殿の整備については、二の丸の整備や石垣の調査及び修復とともに重点的な取組に位置付けられ、平成30年6月に完成した。(乙9, 31の3)

エ 被告は、名古屋城天守閣整備事業として、平成27年12月、名古屋城天守閣木造復元の設計等の業務を行う事業者を選定するため、設計業務及び工事施工業務の費用の合計参考額を270億円から400億円とし、事業者に「史実に忠実な木造復元に配慮した実現可能な計画」、「火災発生時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画」、「耐震計画(耐震工法、免震工法、制振工法)」等について提案させ、その提案を「特別史跡内での

業務であること」,「史実に忠実な復元であること」等の観点から評価し,最も優れた提案をした事業者と優先的に交渉するという枠組みで,公募型プロポーザルを実施することとし,株式会社竹中工務店名古屋支店と株式会社安藤・間名古屋支店から,上記の事項を記載した技術提案書の提出を受けた。被告は,竹中工務店の技術提案書(以下「本件技術提案書」という。)について,バリアフリー化については史実に忠実という点について苦心の跡があり,防災避難計画については具体的にかなり検討され,構造計画についても,現状での限界耐力試算も行っており,水平剛性確保も検討され努力しているなどと評価し,竹中工務店に対して優先交渉権を与えた。

被告は,平成29年5月,価格交渉等を経た上で,竹中工務店との間で,総事業費の上限を505億円,竣工期限を令和4年12月とする基本協定及び基本設計等業務契約を締結し,平成30年4月,実施設計業務契約を締結した。(以上につき,乙8,13,乙20)

オ 被告は,令和元年,市政運営の基本となる名古屋市総合計画において,令和12年頃を見据えたまちづくりとして,名古屋城天守閣の木造復元により,特別史跡名古屋城跡を世界に誇れる日本一の近世城郭にする方針を示し,本件事業を市政の重要施策の一つに位置付け,1日当たり最大2万人の利用者を見込んだ。(乙9,20,弁論の全趣旨)

(2) 本件事業の進捗状況等

ア 本件事業は,特別史跡である名古屋城跡の現状を変更し,又はその保存に影響を及ぼすものであり,その実施に当たっては,文化庁長官の許可(以下「現状変更許可」という。)を受ける必要がある(文化財保護法2条3項,125条1項参照)。

被告は,同項所定の現状変更許可に至る手続の運用に従って,①文化庁に対し,本件事業についての被告の考え方や,仕様及び手法を示した基本計画書を提出し,②文化庁が史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱

いに関する専門委員会（以下「復元検討委員会」という。）の審議にかけ、
③その審議が熟した段階で、被告が文化庁に対し現状変更許可申請書を提出し、④文化庁長官が、文化審議会（文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に
5 応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べる審議会）に対し諮問し、文化審議会は復元検討委員会の報告を踏まえた上で答申し、⑤文化庁長官から現状変更許可を受けることとした。（乙22、弁論の全趣旨）

イ 名古屋市長及び被告の職員（被告職員等）は、平成30年6月13日以
降、基本計画書の内容や現状変更許可申請書の提出時期等について事前に
10 文化庁の職員（以下「文化庁職員」という。）と意見交換を行うとともに、我が国の文化財保護行政を担い、数多くの文化財復元事業等を実施する文化庁職員との意見交換を通じ、本件事業に関し、被告が想定し得なかつた問題や検討事項の提示を受けたり、文化財保護についての専門的な知見を得たりすることなどを目的として、複数回にわたり文化庁を訪問し、非公開の意見交換を行った。（乙30～32、弁論の全趣旨）

ウ 被告の職員は、平成30年7月20日、文化庁を訪問し、竹中工務店が
作成した「名古屋城天守閣整備事業基本計画書（概要編・資料編・図面編）」
（本件基本計画書）を提出しようとしたが、文化庁職員から、石垣の保存方針について被告の認識と被告が組織する有識者会議である石垣部会の認識とが一致していない点を指摘されたため、その提出を留保した。（乙31
20 の3、弁論の全趣旨）

エ 石垣部会においては、名古屋城跡の石垣の上部に江戸時代の石垣が残っていることが判明したことを受け、平成30年11月、被告の現在の計画は根本的な見直しが必要であるとの意見が出されるなどした。

被告は、これらの状況を踏まえ、現状変更許可申請の内容を現天守閣の解体に限定することとし、平成31年4月18日、現天守閣の解体に係る

現状変更許可申請（以下「本件変更申請」という。）をしたが、文化審議会が同申請を継続審議としたため、現状変更許可を受けることはできなかった。さらに、被告は、文化庁から、内堀等の地下遺構の発掘調査や石垣について更に確認を求められ、竹中工務店からの見解も聴いた上で、令和元年8月29日、今後、石垣部会との関係を構築し、同部会の方針をまとめていく必要があるから、現状では令和4年12月の竣工は難しいとして、本件事業の竣工期限を延長することを一般に公表し、現時点においても、上記の事項の調査検討を行っている。（以上につき、乙23、27、32、弁論の全趣旨）

2 文書1の非公開情報該当性について

(1)ア 文書1の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書1には、名古屋市長が平成30年6月13日の文化庁訪問の際に発言した内容が記載されており、木造天守閣における昇降の新技术に係る国際公募の予算等について言及していることが認められる。

被告は、文書1が公開されると、①上記国際公募への応募を検討している企業等が、当該情報を確定したものと誤解し、その情報に基づいて応募するか否かを検討することが考えられ、そのような企業等を始めとする市民の間に不当に混乱が生ずるおそれがあるため、本件条例7条1項4号の非公開情報に該当し、また、②当該情報を確定したものと誤解した市民等が、被告、文化庁及び有識者会議構成員に対し問合せや苦情の申入れ等をし、被告がその対応等に追われることにより、本件事業の本来の事務が阻害されるおそれがあるため、同項5号の非公開情報に該当すると主張する。

イ 本件条例7条1項4号及び5号の該当性判断

(ア) まず、本件条例7条1項4号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、

検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（以下「意思形成過程情報」という。）を非公開情報と定めている。

上記の情報を非公開情報とした趣旨は、被告の行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議という意思決定過程における情報が公にされることによって、①外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより、率直な意見の交換が妨げられたり、意思決定の中立性が損なわれたりすることを防止し、適正な意思決定手続を確保することとし、また、②未成熟又は未確定の情報であるのに確定したかのように市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせたり、特定の者に利益若しくは不利益を与えたりすることによって、市民に不当な影響が生じることを防止することにあるものと解される。もっとも、本件条例は、被告の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的とするものであること（1条）からすれば、7条1項4号にいう「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることを要すると解するのが相当であり、同号にいう「不当に」とは、審議、検討又は協議という意思形成過程情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味し、これが認められるためには、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量し、当該情報を公開することの利益を斟酌してもなお、公開によって生ずる支障が大きく、非公開とすることに合理性が認められることが必要であると解するのが相当である。そして、上記

の趣旨に照らせば、同号は、当該審議、検討又は協議が終了し意思決定がされた後であっても、当該情報を公にすることにより、なお国民の間に混乱を生じさせたり、将来の同種の審議、検討又は協議に基づく意思決定に不当な影響を与えたりするおそれがある場合を含むというべきである。

5
10
(イ) 次に、本件条例7条1項5号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「事務支障情報」という。）を非公開情報と定めている。

15
上記の情報を非公開情報とした趣旨は、被告の行政機関等の行う事務又は事業は公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることによって、当該事務又は事業の適正な遂行を確保することにあるものと解され、これに本件条例の目的を併せ考慮すれば、同号柱書きの「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものであることを要し、その「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当である。

(2)ア 本件文書1に係る認定事実

20
25
証拠（甲17、乙20、25、26）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成29年11月16日の天守閣部会において、木造天守閣にはエレベーターを設置せず、代替案として、チェアリフトや階段昇降機等によって車椅子使用者等への合理的配慮を目指す方針を公表しており、平成30年2月、平成31年度に木造天守閣の昇降に関する新技術についての公募（以下「本件公募」という。）を実施して令和4年度までに同技術を実用化するスケジュールを前提に、公募支援業務及び上位入賞者に対する技術開

5 発補助金として合計1億8455万円余りの予算を見込み、平成31年度
分の予算として4093万円余りの予算の議決を受けており、上記の予算
見込額と平成31年度分の予算は一般に公表されていたことが認められ
る。また、前記1の認定事実に加えて、乙26号証及び弁論の全趣旨によ
れば、被告は、平成30年5月頃、天守閣部会において、木造天守閣の昇
降についての新技術につき、従前、国内外から幅広く提案を募るとい
10 う方針を公表していたが、現天守閣の解体に係る現状変更許可申請が継続審議
となり本件事業の竣工期限が延長されたことにより、改めて公募の仕組
みやスケジュールを検討する必要があるとの見解を示しており、竣工
期限の延長は一般に公表されていたことが認められる。さらに、甲25号
証によれば、被告の職員は、令和2年7月頃に本件事業の関係で障害者団
体と面談しており、その際に持参した資料には、木造天守閣の昇降の新技
術の公募につき、四つの部門に分けて公募を行い、1次審査において各部
15 門で最も評価された者に対し各2000万円を上限とする補助金を交付
し、最終審査においては、部門分けをせず、全ての部門で最も評価され
た者を最優秀者として選定して契約候補者とし、その契約金額は2億円を
上限とするもののほか、公募に要すると見込まれる期間、評価基準、評価方
法等の概要が明記されていることが認められる。

イ 前記1及び上記アの各認定事実に基づく検討

20 文書1に記載された名古屋市長の発言は、本件各処分の3年以上前にさ
れたものであり、本件公募は、上記発言がされた後、本件事業の竣工期限
が延長されたことに伴い、当初想定していた仕組みやスケジュールの変更
を余儀なくされ、竣工期限の延長は一般に公表されていたものである。加
えて、令和2年7月頃には、被告の職員が、本件事業の関係で障害者団体
25 と面談し、本件公募について契約金額の上限を含めた具体的な説明をして
いることからすれば、本件各処分の時点において、文書1の内容が確定し

たものであると誤解される可能性は相当低いというべきである。また、文書1に記載された名古屋市長の発言は文化庁職員との面談において行われたものであり、これが公にされることにより、国際公募に応募するかの検討を行う企業等を始めとする市民の間に契約金額の上限等に関して一定の混乱が生ずる蓋然性があるとしても、上記発言の時期等に照らせば、上記発言に係る情報を公開することの利益を斟酌してもなお、公開によって生ずる支障が大きく、非公開とすることに合理性が認められるものということはできない。なお、被告職員等において、上記の混乱が生ずる可能性があることを考慮し、今後、文化庁職員との間の率直な意見の交換が妨げられ、将来における同種の協議に基づく意思決定に影響を及ぼすおそれがあるとの主張があり得るとしても、上記発言の時期や、障害者団体に対し契約金額の上限を含む具体的な説明がされていることなどに照らせば、そのことをもって上記の判断を左右することはないというべきである。さらに、本件公募のスケジュールや予算の総額は、平成30年2月の時点で一般に公表され、令和2年7月頃には障害者団体に対して本件公募についての具体的な説明がされているところ、一件記録を精査しても、それらの後、市民等が被告や文化庁及び有識者会議構成員に対し問合せや苦情の申入れ等をし、本件事業の円滑な進行等が阻害されたことをうかがわせる証拠は見当たらない。

以上からすれば、文書1の内容が公開されたとしても、その情報が確定したものであるとの市民の誤解や憶測を招き、企業等がその情報を基に本件公募に応募するかの検討を行うなどして不当な混乱が生ずる蓋然性があるとは認められず、また、当該情報を確定したものと誤解した市民等が被告や文化庁及び有識者会議構成員に対し問合せや苦情の申入れ等を行い、被告がその対応等に追われることで本件事業の本来の事務が阻害される蓋然性があるとも認められない。

(3) 小括

したがって、文書1は、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）には該当せず、その他の事由を含めて非公開事由は存在しない。

3 文書2, 10, 11, 16, 17, 35～46及び51～60の非公開情報
5 該当性について

(1) 上記各文書の記載内容等について

10 弁論の全趣旨によれば、文書2, 10, 11, 16, 17, 35～46及び51～60には、平成30年6月13日（文書2）、同年7月26日（文書10, 11, 16, 17）、同年8月3日（文書35, 51）、同年9月10日（文書36～38, 52）及び同月25日（文書39～46, 53～60）の被告職員等と文化庁職員との意見交換における、文化庁職員の発言内容が記載されていることが認められる。

15 被告は、上記各文書につき、①文化庁と被告との打合せは非公開で行われており、文化財保護の専門家である文化庁職員との間で、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されているところ、仮に上記各文書の内容が公開されると、被告と文化庁との間の率直な意見の交換又は被告の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、本件条例7条1項4号の非公開情報（意思形成過程情報）に該当し、また、②文化財保護の専門家である文化庁職員から現状変更許可申請等の手続についての率直な感想や文化財保護についての助言等を受けられなくなると、本件事業の事務の適正な
20 遂行に支障が生ずるおそれがある（文書2, 10, 11, 16, 17, 35, 38, 43, 45, 51, 52, 57, 59）、又は、本件事業に関する中間的かつ暫定的な検討及び意見交換の内容が記載されており、仮定等を含んだ未確定な情報であるため、被告が、確定情報と誤解した市民等からの問合せ
25 や苦情等に対する対応に追われたり、非公開を前提とする文化庁との間の率直な意見交換が不当に阻害されたりし、本件事業の実現そのものに支障が生

ずるおそれがある（文書36, 37, 39～42, 44, 46, 53～56, 58, 60）ため、同項5号の非公開情報（事務支障情報）に該当すると主張する。

(2) 前記認定事実等に基づく検討

5 ア 本件条例7条1項4号及び5号の該当性判断については前記2(1)イのと
おろであり、被告は、本件事業の実施に当たり、文化庁長官から名古屋城
跡についての現状変更許可を受ける必要があるところ、文化庁への訪問は、
本件事業の基本計画書の内容や現状変更許可申請書の提出時期等について、
文化庁職員との間で事前に非公開の意見交換を行うとともに、文化財保護
10 の専門家である文化庁職員から本件事業の遂行のための助言を受けること
を目的とするものである（前記認定事実(2)ア及びイ）。そして、証拠（乙3
0～32）からすれば、その意見交換において、文化庁職員は、被告職員
等に対し、本件事業について専門的な助言をしていたことがうかがわれ、
また、上記(1)の各文書の中には、本件事業に関する中間的かつ暫定的な検
15 討及び意見交換の内容が記載されているものがあり、これは文化庁職員の
発言であることから、本件事業についての専門的な観点からの内容である
ことがうかがわれる。そうすると、当該意見交換が非公開で行われている
ことのほか、上記の目的や実施時期等に照らせば、当該意見交換において
20 は、主に、本件事業についての文化庁職員の率直かつ実務的な意見を聴取
したり、文化財保護の専門家としての具体的な助言を受けたりする中で、
本件事業の問題点を分析あるいは検討し、解決への筋道を立てることが目
指されていたというべきである。さらに、本件事業は、主に名古屋城跡の
石垣の保存方法につき、被告が組織する有識者会議である石垣部会から、
被告の計画の根本的な見直しが必要であるとの意見が述べられる（前記認
25 定事実(2)エ）など、特別史跡である名古屋城跡の保存方法について意見の
対立がみられていたのであるから、文化庁職員の発言が公開されると、そ

の発言が社会の注目を集めることが想定され、この意見交換の内容が公開されると、文化庁職員が、その立場に固執したり、非難をおそれたりすることによって、率直な意見を述べることなく、硬直的かつ形式的な意見しか述べなくなることも予想される。そして、本件事業は、本件各処分時においても、文化審議会が本件変更申請を継続審議とするなどしており、今後被告職員等と文化庁職員との間の非公開の意見交換が行われることが想定されているから、仮に文書2、10、11、16、17、35～46及び51～60が公開されると、文化庁職員が被告職員等との意見交換の場で率直な意見を述べることなく、硬直的かつ形式的な意見しか述べなくなる蓋然性が認められる。

なお、証拠（乙30の2、乙31の2、乙32の2）及び弁論の全趣旨によれば、上記各文書の一部（文書2、10、11、16、17、35、38及び51）には、いずれも名古屋市長の発言に対する文化庁職員の発言内容が記載されており、その前後の文化庁職員の発言が一部公開されていることに照らし、名古屋市長の発言に対する部分のみが非公開とされているものと認められ、前記2及び後記5のとおり、この点の名古屋市長の発言に非公開情報があるとは認められないものの、これを受けた文化庁職員の発言が公開されることによって、文化庁職員が、名古屋市長がした発言に対し、今後、率直な意見等を述べることがなくなり、硬直的かつ形式的な意見しか述べなくなる蓋然性があることに変わりはないというべきである。また、弁論の全趣旨によれば、文書45、52及び59には、文化庁職員の発言以外に、被告の職員の発言も記載されていることが認められるが、乙32号証の2によれば、文書45及び59の被告の職員の発言は、文化庁職員の発言と同じ項目の中に記載されており、文書52は、被告の職員と文化庁職員の対話内容が記載されていることが認められ、上記文書の被告の職員の発言が公開されると、その前後の文化庁職員の発言内

容を一定程度予想することが可能となるものであるから、これら文書については、被告の職員の発言が記載されている部分も含め、上記の蓋然性が認められるというべきである。

イ 以上によれば、上記各文書を公開することにより被告と文化庁との間の率直な意見交換が損なわれる蓋然性が認められ、被告が本件事業の実施に当たり文化庁長官の現状変更許可を受ける必要があり、本件事業の内容に照らして文化庁職員から専門的知見に基づく率直な意見を含む具体的な助言を受ける必要があると考えられることからすれば、上記各文書を公開することの利益を斟酌してもなお、公開のもたらす支障が大きく、非公開とすることに合理性が認められるとともに、本件事業に係る事務の適正な遂行に実質的な支障が生ずる蓋然性が認められるというべきである。

ウ(ア) これに対し、原告は、①非公開部分に記載された文化庁職員の発言は、本件各処分の3年以上前にされたものであり、文化財保護についての専門技術的なものであると考えられる上、被告と文化庁との間の交渉の概要は報道等により明らかになっているから、仮にこの内容が公開されても、被告と文化庁との間の信頼関係が損なわれたり、文化庁が外部から圧力を受けたりするとは想定し難く、②文化庁職員の助言等は、特別史跡である名古屋城跡の保全のために行われるものであるから、被告との間の信頼関係が損なわれたからといって、文化庁職員が助言等を行わなくなるとは考え難いと主張する。

しかし、上記アで検討したとおり、本件事業については、特別史跡である名古屋城跡の保存方法についての意見の対立がみられ、その点についての文化庁職員の発言は、たとえ専門技術的な内容を含むものであったとしても、本件事業の性質等に鑑みて注目され、批判等の対象となる可能性が十分にあるといえる。そして、一件記録を精査しても、文化庁職員の具体的な発言内容が報道等により明らかになっていたものとは認

められないから、その助言等が特別史跡である名古屋城跡の保全のために行われるものであることなどを考慮しても、非公開部分が公開されると、文化庁職員が上記の事態を懸念して、今後、率直な意見を述べることなく、硬直的かつ形式的な意見しか述べなくなることが予想されるところであり、さらに、本件各処分時においても本件事業についての議論が継続されていることに照らすと、このことは、当該発言が本件各処分の3年以上前にされたものであっても異ならないというべきである。したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(イ) また、原告は、文化庁は上記各文書に記載された情報の非公開を求めているとも主張し、これに沿う証拠として、令和3年6月の名古屋市議会の定例会の議事録を提出するが、そこでの市議会議員の発言は、文化庁が上記各文書に記載された情報の非公開を求めていなかったと述べているものではない上に、上記アで検討した被告職員等と文化庁職員との意見交換の性質等に照らせば、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 小括

したがって、文書2, 10, 11, 16, 17, 35～46及び51～60は、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）に該当する。

4 文書3～5の非公開情報該当性について

(1) 上記各文書の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書3～5には、平成30年7月20日の被告職員等と文化庁職員との意見交換における、文化庁職員の発言内容が記載されており、「本丸御殿の工事について」、「石垣部会関係」、「天守閣部会報告関係」、「基本計画書」についての被告職員等の経過報告に言及していることが認められる。

被告は、上記各文書につき、前記3(1)と同様、①文化庁と被告との打合せ

は非公開で行われており、文化財保護の専門家である文化庁職員との間で、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されているところ、仮に上記各文書の内容が公開されると、被告と文化庁との間の率直な意見の交換若しくは被告の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、
5 本件条例7条1項4号の非公開情報（意思形成過程情報）に該当し、また、
②文化財保護の専門家である文化庁職員から、文化財保護についての助言や現状変更許可申請等の手続についての率直な感想等を受けられなくなると、本件事業の事務の適正な遂行に支障が生ずることになるため、同項5号の非公開情報（事務支障情報）に該当すると主張する。

10 (2) 前記認定事実に基づく検討

本件条例7条1項4号及び5号の該当性判断については前記2(1)イのとおりであるところ、文書3～5のうち、「石垣部会関係」、「天守閣部会報告関係」、「基本計画書」の経過報告についての文化庁職員の発言が記載された部分は、前記3で検討したとおり、当該部分が公開されると、文化庁職員が、今後、
15 被告職員等との間の非公開の意見交換の場で率直な意見を述べることなく、硬直的かつ形式的な意見しか述べなくなることが予想される場所であり、被告と文化庁との間の率直な意見交換が損なわれる蓋然性があり、上記文書を公開することの利益を斟酌してもなお、公開によって生ずる支障が大きく、非公開とすることに合理性が認められるとともに、本件事業に係る事務の適
20 正な遂行に実質的な支障が生ずる蓋然性が認められるから、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）に該当する。

他方、文書3～5のうち、「本丸御殿の工事について」の経過報告についての文化庁職員の発言が記載された部分については、本丸御殿の工事は、平成21年1月に着手し、平成30年6月に完了している（前記認定事実(1)ウ）
25 ところ、文化庁職員の上記発言は、平成30年7月20日の打合せの際に行われたものであって、既に終了した工事に関するものであり、その後本丸

御殿の工事に関して意見の交換若しくは被告の意思決定が必要とされるものではないから、継続中又は今後行われる工事に関する発言のように率直な意見の交換や被告の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを考慮する必要はない。さらに、上記の発言部分は文化庁職員の発言内容が記載されたものであるが、当該部分は既に終了した工事に関する発言であって継続中又は今後行われる工事に関する発言ではないから、これが公開されることによって本件事業の他の部分に影響が生ずるおそれがあるとは認め難く、他にこれを認めるに足る証拠は見当たらない。そうすると、上記部分が公開されることによって、被告と文化庁との間の率直な意見交換が不当に損なわれたり、本件事業に係る事務の適正な遂行に実質的な支障が生じたりする蓋然性があるとは認められないというべきである。

(3) 小括

したがって、文書3～5のうち、「石垣部会関係」、「天守閣部会報告関係」及び「基本計画書」の経過報告についての文化庁職員の発言が記載された部分は、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）に該当するが、「本丸御殿の工事について」の経過報告についての文化庁職員の発言が記載された部分は、上記の非公開情報に該当せず、その他の事由を含めて非公開事由は存在しない。

5 文書6～9、12～15、31～34及び47～50の非公開情報該当性について

(1) 上記各文書の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書6～9、12～15、31～34及び47～50には、平成30年7月26日（文書6～9、12～15）及び同年8月3日（文書31～34、47～50）の被告職員等と文化庁職員との意見交換における、名古屋市長の発言内容が記載されていることが認められる。

被告は、上記文書が公開されると、①被告と文化庁との間の信頼関係が損



なわれ、今後、硬直的かつ形式的な議論しか行われなくなり、被告と文化庁との間の率直な意見の交換が損なわれたり、被告に対する外部からの圧力や干渉等により、被告の意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれがあるため、本件条例7条1項4号の非公開情報（意思形成過程情報）に該当し、また、②当該情報を確定したものであると誤解した市民等が、被告や文化庁等に対し、問合せや苦情等を寄せることが考えられ、被告がその対応等に追われることにより、本件事業の本来の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるため、本件条例7条1項5号の非公開情報（事務支障情報）に該当すると主張する。

(2) 前記認定事実に基づく検討

ア 本件条例7条1項4号及び5号の該当性判断については前記2(1)イのとおりであるところ、被告は、本件事業の実施に当たり、文化庁長官から名古屋城跡についての現状変更許可を受ける必要があり、文化庁への訪問は、本件事業の基本計画書の内容や現状変更許可申請書の提出時期等について、文化庁職員との間で事前に非公開の意見交換を行うとともに、文化財保護の専門家である文化庁職員から本件事業遂行のための助言を受けることを目的とするものであり、当該意見交換においては、主に、本件事業についての文化庁職員の率直かつ実務的な意見を聴取したり、文化財保護の専門家としての具体的な助言を受けたりする中で、本件事業の問題点を分析あるいは検討し、解決への筋道を立てることが目指されていたものであることは、前記3(2)アで記載したとおりである。

しかしながら、文書6～9、12～15、31～34及び47～50の各文書には、名古屋市長の発言のみが記載され、文化庁職員の発言は記載されておらず、当該部分が公開されることとなっても、文化庁職員の発言内容が公開されるわけではないから、このことをもって被告と文化庁との間の信頼関係が損なわれるとはいえない。また、上記各文書に記載された

名古屋市長の発言は、いずれも本件各処分から3年以上前にされたものであり（乙31の2，32の2，前提事実(5)），それらの発言がされた後，本件事業のスケジュール等が大幅な変更を余儀なくされ，そのことは一般に公表されている（前記認定事実(2)エ）から，名古屋市長の発言の内容が確定したものであると誤解されたり，現時点においても同様の検討がされているものと捉えられたりする可能性は低いというべきである。さらに，本件事業について外部から圧力や干渉等を受ける蓋然性についてみても，平成31年3月に行われた本件事業についての市民向けの説明会において，市民から不規則発言や被告の説明が虚偽であるとする発言があったことは認められる（乙20）ものの，不当に圧力を掛けて正常な検討ができなくなるようなものとはいえない上，それ以外に，本件各処分時までの間に，被告や文化庁等に対し，本件事業についての正常な検討ができなくなるような圧力が掛けられたという事情もうかがわれない。そして，本件各処分から3年以上前にされた上記各文書が公開されることによって，被告や文化庁に新たに何らかの実質的な不利益が及ぶことは直ちに想定し難く，被告と文化庁との間の信頼関係が損なわれるとも認め難いほか，被告が上記各文書の情報が確定したものと誤解した市民等からの問合せや苦情等の対応等に追われることになるものとも認め難い。

イ 以上によれば，上記各文書を公開することで被告と文化庁との間の率直な意見交換が損なわれる蓋然性があるとは認められず，上記各文書を公開することによる支障が大きいともいえないから，非公開とすることに合理性があるとは認められず，また，本件事業の本来の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認め難いというべきである。

ウ(ア) これに対し，被告は，上記各文書を公開すると，被告に対する外部からの圧力や干渉等により，被告の意思決定の中立性が不当に損なわれたりするおそれがあるほか，上記各文書に記載された情報を確定したもの

であると誤解した市民等が、被告や文化庁等に対し、問合せや苦情等を寄せることが考えられ、被告がその対応等に追われることにより、本件事業の本来の事務に支障が生ずるおそれがあると主張する。

しかし、上記アで検討したとおり、上記各文書に記載された名古屋市長の発言の内容が確定したものであると誤解されたり、現時点でも同様の検討がされていると捉えられたりする可能性は低く、本件各処分時までの間に被告や文化庁等が本件事業について正常な検討ができなくなるような圧力等を掛けられたこともうかがわれないから、上記文書が公開されることにより、被告に対し外部から圧力や干渉等が加えられ、その意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性があるとは認められない。また、本件各処分から遡って3年以上前にされた名古屋市長の発言に係る上記情報を確定したものであると誤解した市民等が、被告や文化庁等に対し問合せや苦情を寄せるとも直ちに認め難いから、上記各文書の公開により本件事業の事務の遂行に支障が生ずる蓋然性があるとも認められない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(イ) また、被告は、上記各文書のうち文書32、34、48及び50について、本件事業に関する理解が十分ではない複数の団体や、本件事業に理解があり協力的な第三者について言及されており、上記の文書が公開されると、その団体や第三者に対して問合せや苦情等が寄せられることが考えられ、被告がその対応等に追われることにより、本件事業の円滑な進行や調整が阻害され、本件事業の事務に支障が生ずるおそれがあると主張する。

しかし、本件各処分時までに被告が本件事業について正常な検討ができなくなるような圧力等を掛けられたことはうかがわれず、本件各処分から3年以上前にされた名古屋市長の発言により上記団体や第三者に対して問合せや苦情等が寄せられるとは直ちに認め難い。さらに、仮に被

告や上記団体又は第三者に対し一定の問合せ等が寄せられたとしても、それに対しては、被告において、誠実かつ真摯に対応し、正確な事実関係を説明することもその通常の事務の範囲内というべきであり、それを超えて本件事業の事務に支障が生じるおそれがあることについては、単なる確率的な可能性をいうものにすぎず、法的保護に値する蓋然性までを認めることはできない。被告の上記主張も採用することができない。

(3) 小括

したがって、文書6～9, 12～15, 31～34及び47～50は、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）に該当せず、その他の事由を含めて非公開事由は存在しない。

6 文書18の非公開情報該当性について

(1)ア 上記文書の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書18には、木造天守閣に関する「構造計画の考え方」が記載されており、どのような耐震補強が有用かなどを検討した結果が記載されていることが認められる。

被告は、上記文書には竹中工務店の独自のノウハウが記載されており、これが公開されると、競合他社がそのノウハウを模倣することにより、竹中工務店の競争上の利益が損なわれ、竹中工務店に明らかに不利益を与えることになるため、本件条例7条1項2号の非公開情報に該当すると主張する。

イ 本件条例7条1項2号の該当性判断

本件条例7条1項2号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの（以下「法人等利益侵害情報」という。）を非公開情報と定めている。そして、本件条例が、その解釈及び運用に当たっては、行政文書の公開を請求する権利を十分尊重しなければ

ならないと定め（3条）、非公開情報が記録されていない限り原則的に公開しなければならぬとした（7条）上で、同条1項2号について、明らかに不利益を与えると認められるものを非公開情報に該当すると定めていることからすれば、法人等利益侵害情報に該当するためには、単に実施機関の主観においてその利益が害されると判断されるだけではなく、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に認められるものであることが必要であるというべきである（行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1項2号につき、最高裁平成20年（行ヒ）第67号同23年10月14日第二小法廷判決・集民238号57頁参照）。

もつとも、上記の「明らかに不利益を与えると認められるもの」といえるかの判断に当たり、当該文書の個別具体的な記載文言等から当該法人等の権利が具体的にどのように害されるかが明らかにされなければならないとすることは、結果的に当該行政文書の公開を要求することに等しく、非公開情報を定めた本件条例の趣旨に反することは明らかである。したがって、行政文書に記載された情報につき、法人等利益侵害情報該当性が認められるかを判断するに当たっては、当該情報が、どのような法人等に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることが客観的に認められるかを判断することが相当である。

(2) 前記認定事実等に基づく検討

ア 竹中工務店は、過去に、「特別史跡平城京跡第一次大極殿正殿」や「特別史跡五稜郭跡内箱館奉行所庁舎」の復元工事を請け負うなどしており、歴史的建造物の復元について独自の知見（ノウハウ）を有しているものと認められ（乙24の2、弁論の全趣旨）、本件事業に係る公募型プロポーザルにおいて、「史実に忠実な木造復元に配慮した実現可能な計画」、「火災発生

時の対策と不特定多数の利用者が避難できる計画」,「耐震計画(耐震工法,免震工法,制振工法)」等を記載した本件技術提案書を提出し,バリアフリー化は史実に忠実という点についての苦心の跡があり,防災避難計画については具体的にかなり検討され,構造計画についても,現状での限界耐力試算も行っており,水平剛性確保も検討され努力しているなどと評価されて,被告との優先交渉権を獲得している(前記認定事実(1)エ)のであり,本件事業のうち,特に,史実に忠実な復元計画,避難計画及び耐震計画(以下,これらの計画を併せて「本件各計画」という。)の構築については,自らのノウハウに基づいた緻密な検討を行っているものといえる。そして,本件基本計画書は,被告が現状変更許可を得るために文化庁に提出することを目的として作成され,文化庁に対し本件事業についての被告の考え方や仕様及び手法を説明することを目的とするもの(前記認定事実(2)ア及びウ)であって,本件技術提案書よりも相当詳細な情報が記載されていることが認められ(甲30,乙31の3),乙28号証によれば,復元検討委員会は,歴史的建造物の復元の適否の判断に当たり,①復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり,復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性を有していること,②原則として,復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲していること,③歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から,防災上の安全性を確保すること等を総合して判断するものとされていることが認められるから,本件基本計画書には,上記目的を達成するため,本件各計画について,竹中工務店のノウハウの内容を含めて,相当に詳細な説明が記載されているものと認められる。

さらに,上記のほか,乙31号証の3及び弁論の全趣旨によれば,文書18は,本件基本計画書の一部であり,木造天守閣の剛性や耐力等の力学的特性を設定し,様々な模擬地震波を想定したシミュレーションの計算結

果を示すものであって、地震時における木造天守閣の変形度合い等（最大層間変形角応答）についてのグラフや、ダンパー（耐震性能を向上させるための装置）の設置箇所についての概要等、耐震強度の解析手法とその結果のほか、耐震補強方法等について具体的に記載されていることが認められる。そうすると、これらの情報は、上記の検討に照らし、竹中工務店のノウハウに属するものであるといえ、これらが公開されると、競合他社が模倣したり、参考にしたりすることにより、竹中工務店の競争上の地位が害されるものと認められ、竹中工務店に明らかに不利益を与えるものといえる。

イ 以上によれば、文書18は、非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当する。

ウ これに対し、原告は、①ダンパーに係る記載につき、その設置場所は未確定であり、具体的な設置箇所が記載されていないものと推認され、ダンパーを設置するか否かやその設置方法は、歴史的建造物ごとに検討すべき事項であるから、その情報が公開されても、竹中工務店の競争上の地位が害されることはなく、②最大層間変形角応答のグラフに係る記載につき、検証の結果が記載されているにすぎず、その情報が公開されても、竹中工務店のノウハウが明らかになるわけではなく、本件事業においては、上記検証の前提とされた木造天守閣の基本構造が変更されているから、計算結果が公開されても、同業他社が竹中工務店のノウハウを模倣することはできないはずであると主張する。

しかし、上記(1)イのとおり、文書18には、ダンパーの設置箇所についての概要等が記載されているものと認められ、その情報は、竹中工務店のノウハウを含むものであり、たとえダンパーの具体的な設置箇所が記載されていなかったり、ダンパーの設置方法が歴史的建造物ごとに異なったりするとしても、その情報が公開されれば、競合他社が他の歴史的建造物の

復元について検討する際の参考資料を公開することとなり、当該他社の検討が充実するとともに、検討に要するコストが削減されることにより、竹中工務店の競争上の地位が害されることになる。また、最大層間変形角応答のグラフを導出するための計算パラメーター等は、本件基本計画書の公開部分には記載されておらず（乙31の3）、特に木造天守閣の剛性や耐力等の値は、竹中工務店がこれまで培ってきた知見を基にして設定されるものであるところ、上記グラフが公開されれば、竹中工務店が採用した計算パラメーターの内容を推知することができ、競合他社がそのパラメーターを模倣したり参考にしたりすることによって、竹中工務店の競争上の地位が害されることになるというべきである。そして、このことは、本件事業において木造天守閣の基礎構造が変更されたとしても何ら影響を受けるものではない。原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(3) 小括

したがって、文書18は、非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当する。

7 文書19～21及び28の非公開情報該当性について

(1)ア 上記各文書の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書19～21には、木造天守閣に関する防災及び避難計画の考え方等が記載され、火災時の観覧者の避難ルートや排煙の方法等についての分析のほか、監視カメラ映像の監視及び発災時の防災情報の集約等を行う防災拠点の設置場所や人員配置等についての情報が記載されており、文書28には、防災拠点の設置場所や設備についての情報が記載されていることが認められる。

被告は、①文書19～21につき、木造天守閣の防災及び避難計画策定に当たっては竹中工務店のノウハウが活用されており、これが公開されると、競合他社が上記ノウハウを模倣することにより、竹中工務店の競争上の利益が損なわれ、竹中工務店に明らかに不利益を与えることになるため、

本件条例7条1項2号の非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当し、また、②文書19～21及び28につき、防犯及び防災情報が含まれ、公開されると、悪意ある第三者によって防犯・防災機能が阻害され、観覧者や職員等の生命、身体の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、同項3号の非公開情報に該当すると主張する。

イ 本件条例7条1項3号の該当性判断

本件条例7条1項3号は、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「公共安全情報」という。）を非公開情報と定めている。この情報を非公開情報とした趣旨は、公共安全や秩序の維持を確保することは市民全体の利益を擁護するために被告に課せられた重要な責務であるから、上記の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、これを非公開とすることにより、市民全体の利益を十分に保護することにあるものと解される。

(2) 前記認定事実等に基づく検討

ア 本件条例7条1項2号の該当性判断については前記6(1)イのとおりであるところ、まず、文書19～21の非公開情報（法人等利益侵害情報）該当性について検討すると、前記6(2)アのとおり、竹中工務店は、本件事業のうち、特に、史実に忠実な復元計画、避難計画及び耐震計画（本件各計画）の構築について、自らのノウハウに基づいた緻密な検討を行っているものといえ、本件基本計画書には、本件各計画について、竹中工務店のノウハウの内容を含め、本件技術提案書よりも相当詳細な説明が記載されているものと認められる。そして、上記(1)アのほか、乙31号証の3及び弁論の全趣旨によれば、文書19～21は、本件基本計画書の一部であり、木造天守閣の形状を前提とした避難完了時間等の分析や、安全な避難が可能かについての検証、消火設備の設置・作動の流れや、安全性を担保する

5
10
15
20
25
ための考慮をした排煙の方法及び排煙設備の発災時における作動の流れ、
特殊な消火設備についての検証、避難困難者への対応等が記載されている
ほか、防災拠点（警備員が常駐して木造天守閣内部の監視カメラ映像を昼
夜監視し、発災時の防災情報の集約等を行う拠点）の人員配置等について
記載されているものと認められ、これらの情報は、上記の検討に照らし、
竹中工務店のノウハウが含まれるものであるといえ、これらが公開される
と、競合他社が上記ノウハウを模倣したり、参考にしたりすることにより、
竹中工務店の競争上の地位が害されるものと認められ、竹中工務店に明ら
かに不利益を与えるものといえる。

したがって、文書19～21のうち、後記のとおり公開されている①防
災拠点が設置されている場所（防災拠点設置場所）、又はこれとその設置場
所を示す図面（以下、併せて「防災拠点設置場所等」という。）及び②基本
計画書G107の「図-4.15 北階段の遮煙性能を確保した場合（避
難安全レベル4）の避難イメージ」の一部（別表番号19の一部。以下「本
件避難イメージ図」という。）の記載を除く部分は、非公開情報（法人等利
益侵害情報）に該当する。

イ 次に、文書19～21及び28の非公開情報（公共安全情報）該当性
について検討すると、木造天守閣には1日当たり最大2万人の利用者が見込
まれている（前記認定事実(1)オ）ところ、文書19～21には、上記アの
とおり、火災発生時の人的又は物的な対処方法のほか、警備員が常駐して
木造天守閣内部の監視カメラ映像を昼夜監視する防災拠点の人員配備等が
記載され、文書28には、上記(1)アのとおり、防災拠点の設備についての
情報が記載されており、これらの情報が公開されると、悪意ある第三者が
当該情報を悪用し、その防災機能又は防犯機能の弱点を突いた犯罪行為等
が行われることが考えられ、木造天守閣の観覧者や職員等の生命、身体
の安全に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

したがって、文書19～21及び28のうち防災拠点設置場所、防災拠点設置場所等及び本件避難イメージ図の記載を除く部分は、非公開情報（公共安全情報）に該当する。

5
ウ(ア) これに対し、原告は、①非公開部分に記載された防災・避難計画の考え方は、今後更に検討を加えて確定させるべきものであり、②文書19～21及び28につき、被告は天守閣部会の議事録をインターネット上に公開しているところ、その議事録には、竹中工務店の担当者による防災・避難計画の考え方についての説明が記載されているから、被告は上記文書を公開することに支障がないことを自認したものである、③文書
10 19及び20につき、被告は一般財団法人日本消防設備安全センターから「消防設備システム評価書」を受領し、その添付資料の多くが市民に公開されているから、それらの文書が公開されても、竹中工務店の競争上の利益が損なわれることはない、③文書20、21及び28につき、被告がインターネット上に公開している竹中工務店の本件技術提案書に
15 「加圧排煙」についての記載があり、平成30年7月19日の第12回天守閣部会（特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会（第12回））において記者クラブに提供された資料（以下「本件部会資料」という。）にも、防災・避難計画の考え方とその特徴等が記載されていると主張する。

20
しかし、非公開部分に記載された防災・避難計画の考え方についての記載が未確定であるとしても、その情報が公開されることにより、竹中工務店のノウハウが流出することにより、また、そこに記載された内容がそのまま確定することも考えられるから、非公開部分に記載された防災・避難計画の考え方が未確定のものであることは、上記の非
25 公開情報該当性についての判断に影響を与えるものとはいえない。また、証拠（甲18、30、31）によれば、インターネット上に公開された

竹中工務店の担当者の説明内容、本件部会資料及び本件技術提案書には、防災・避難計画の考え方の概略が記載されているにすぎず、文書19～21及び28のうち、防災拠点設置場所又は防災拠点設置場所等及び本件避難イメージ図の記載を除く部分に記載された情報が、当該記載部分に含まれているとは認められず、その他一件記録を精査しても、市民に公開されている消防設備システム評価書の添付資料に、文書19～21及び28の内容が記載されているとは認められない。したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(イ) また、原告は、文書19につき、防災情報は、社会通念上、利用者の安心及び安全のために公開されるべきであり、本件基本計画書G132、133の非公開部分は、自衛消防組織の責任者の職名が記載されているものと考えられるが、この情報が公開されても、観覧者や職員等の生命、身体の安全に支障を及ぼすおそれはないなどと主張するほか、文書19の個々の記載内容に着目して種々の主張をする。

しかし、文書19に記載された防災情報の性質上、同文書が社会通念上公開されるべきものであるとはいえ、自衛消防組織の責任者の職名が公開されれば、当該責任者に対して攻撃等が加えられることにより、当該組織の機能が阻害されるおそれが高まるから、当該情報が公開されれば、観覧者や職員等の生命、身体の安全に支障を及ぼすおそれがあるといえる。また、原告のその他の主張は、上記ア及びイの検討に照らし、いずれも採用することができない。

エ(ア) 一方、本件避難イメージ図の記載については、証拠(甲31・通知書及び同書を含めて10枚目、乙31の3・G107頁)及び弁論の全趣旨によれば、本件避難イメージ図と同様のイメージ図が、平成30年7月19日の第12回天守閣部会において記者クラブに提供された資料(本件部会資料)に記載されており、被告は、別件の情報公開請求にお

5
いて、同年8月3日付け決定により上記イメージ図を非公開とすること
なく本件部会資料を公開したことが認められる。そうすると、本件避難
イメージ図に係る情報は、既に一般に知られている情報であるといえ、
そこに記載された情報が公開されることによって、竹中工務店の競争上
の地位が害されたり、木造天守閣の観覧者や職員等の生命、身体の安全
に支障が生じたりするものとは認め難い。

10
(イ) また、基本計画書の防災拠点設置場所等の記載についても、証拠（甲
18・28頁、31・通知書及び同書を含めて15枚目）及び弁論の全
趣旨によれば、防災拠点が設置されている場所は、第12回天守閣部会
において、一般傍聴者がいる中で明らかにされ、インターネット上に公
15
開された同部会の議事録にも、防災拠点の設置場所が記載されている上、
同部会で記者クラブに提供された資料（本件部会資料）には、防災拠点
の設置場所と設置場所を示す図面が記載されており、被告は、別件の情
報公開請求において、防災拠点設置場所等の情報を非公開とすることな
く本件部会資料を公開していることが認められる。そうすると、防災拠
点設置場所等の情報は、既に一般に知られている情報であるといえ、基
本計画書の防災拠点設置場所又は防災拠点設置場所等の記載が公開され
ることによって、竹中工務店の競争上の地位が害されたり、木造天守閣
の観覧者や職員等の生命、身体の安全に支障が生じたりするものとは認
20
め難い。

25
これに対し、被告は、防災拠点設置場所等の記載が公開されると、他
の非公開部分の内容が推知されると主張するが、防災拠点設置場所等の
記載が公開されることによって他の非公開部分の内容が推知されること
になるとは直ちに認められない上、被告の上記主張は具体的な記載等を
明示するなどして行われたものでもないから、被告の上記主張は採用す
ることができない。

5
なお、弁論の全趣旨によれば、防災拠点設置場所等の記載については、
少なくとも、文書19、21及び28に防災拠点設置場所の情報が、文
書20に防災拠点設置場所等の情報がそれぞれ記載されていることが認
められるが、本件処分2により非公開とされた部分の箇所の状況に照ら
し、文書19に防災拠点設置場所等の記載が含まれるかは明らかでない
から、防災拠点設置場所又は防災拠点設置場所等の記載場所につき、文
書19～21及び28の一部として特定するにとどめることとする。

(3) 小括

10
したがって、文書19～21及び28のうち、防災拠点設置場所又は防災
拠点設置場所等及び本件避難イメージ図の記載を除く部分は、非公開情報(文
書19～21のうち上記部分は法人等利益侵害情報、公共安全情報、文書2
8の上記部分は公共安全情報)に該当するが、本件基本計画書の防災拠点設
置場所又は防災拠点設置場所等(別表番号19～21及び28の各一部)及
び本件避難イメージ図(文書19の一部)が記載された部分は、上記の非公
15
開情報には該当せず、その他の事由を含めて非公開事由は存在しない。

8 文書22～26の非公開情報該当性について

(1) 上記各文書の記載内容等について

20
弁論の全趣旨によれば、文書22～26には、「昭和実測図及び野帳・調書」
のガラス乾板写真から読み取れる天守閣の断面図等を分析した結果及びその
根拠(文書22)、木造天守閣の復元の根拠とすべき資料とその資料を選択し
た根拠(文書23)、焼失前の名古屋城天守で使用されていたと伝承される木
材片(本件木材片)についての分析結果とその根拠(文書24)、木造天守閣
の復元原案についての考証(文書25及び26)が記載されていることが認
められる。

25
被告は、上記各文書につき、竹中工務店の独自のノウハウが記載されてお
り、これらが公開されると、競合他社がそのノウハウを模倣することにより、

竹中工務店の競争上の利益が損なわれ、竹中工務店に明らかに不利益を与えることになるから、本件条例7条1項2号の非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当すると主張する。

(2) 前記認定事実等に基づく検討

5 ア 本件条例7条1項2号の該当性判断については前記6(1)イのとおりであるところ、前記5(2)アのとおり、竹中工務店は、本件事業のうち、特に、
史実に忠実な復元計画、避難計画及び耐震計画（本件各計画）の構築につ
いては、自らのノウハウに基づいた緻密な検討を行っているものといえ、
本件基本計画書には、本件各計画について、竹中工務店のノウハウの内容
10 を含め、詳細な説明が記載されているものと認められる。そして、上記(1)
アのほか、証拠（乙21、31の3）及び弁論の全趣旨によれば、文書2
2～26は、本件基本計画書の一部であって、いずれも史実に忠実な復元
計画の構築に係る記載であり、「昭和実測図及び野帳・調書」のガラス乾板
写真から読み取れる天守閣の断面図等を分析した結果及びその根拠（文書
15 22）、名古屋城天守閣に関する資料のうち復元の根拠とすべき資料とその
資料を選択した根拠（文書23）、本件木材片についての分析結果とその根
拠（文書24）、柱、梁及び貫について複数の資料を分析した結果とその根
拠（文書25）、瓦、橋台及び銚金物について複数の資料を分析した結果と
その根拠（文書26）がそれぞれ記載されているものと認められる。そう
20 すると、これらの情報は、上記アの検討に照らし、竹中工務店のノウハウ
が含まれるものであるといえ、これらが公開されると、競合他社が模倣し
たり、参考にしたりすることにより、竹中工務店の競争上の地位が害され
るものと認められ、竹中工務店に明らかに不利益を与えるものといえる。

したがって、文書22～26は、非公開情報（法人等利益侵害情報）に
25 該当する。

イ(ア) これに対し、原告は、①文書22～26につき、被告は、平成30年

1 1月2日の第13回天守閣部会（特別史跡名古屋城跡全体整備検討会
議天守閣部会（第13回））の議事録と配布資料をインターネット上に公
表しているところ、それらの書面には、竹中工務店が作成した設計図面
5 についての詳細なデータや、竹中工務店の担当者の具体的な説明が記載
されているから、被告は、上記文書に竹中工務店のノウハウが含まれて
いないことを自認したものと見え、②文書22～24につき、文化の伝
承を図ったり、木造天守閣復元の正確性を担保したりするため、社会通
念上公開されるべきであり、③文書23及び24につき、名古屋城天守
閣についての資料の分析や本件木材片の分析が本件事業以外で問題とな
10 るとは考え難く、その内容が公開されても、竹中工務店の競争上の地位
が害されることはないし、④文書24につき、本件木材片の分析は、学
術的な視点に基づいて行われるものであり、竹中工務店が独占的に利活
用できるものではないと主張する。

しかし、証拠（甲19、20、乙31の3）によれば、第13回天守
閣部会では、本件基本計画書とは別の資料に基づいて議論が行われてお
15 り、その議事録や資料の中に文書22～26に記載された情報が含まれ
ているとは直ちに認められない。また、文書22～24は、竹中工務店
が作成したものであり、文化の伝承や木造天守閣復元の正確性を担保す
ることを理由として、当該各文書が社会通念上公開されるべきものであ
るとはいえない。そして、乙28号証によれば、復元検討委員会は、歴
20 史的建造物の復元の適否の判断に当たり、復元する歴史的建造物の遺跡
の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があることなどを基準
としており、他の歴史的建造物の復元に当たっても文献等の資料の分析
は重要な意味を持つものと考えられるところ、文書23及び24が公開
25 されると、競合他社が、竹中工務店が各種資料の分析の際に用いた視点
や手法を模倣したり参考にしたりすることにより、その検討が充実した

ものとなるとともに分析に要するコストが削減され、竹中工務店の競争上の地位が害されることになる。さらに、本件木材片の分析手法を竹中工務店が独占的に利活用することができないと考えるべき合理的な理由は見当たらない。したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(イ) また、原告は、本件基本計画書で分析の対象とされた資料自体は公開されていることを主張するが、上記アで検討したとおり、竹中工務店のノウハウは資料の分析の過程に含まれるものであり、資料のうちどの部分に着目するかもノウハウに含まれるというべきであるから、分析の対象となった資料自体が公開されていることは、上記の判断に影響を与えるものではない。

(3) 小括

したがって、文書22～26は、非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当する。

9 文書27の非公開情報該当性について

(1) 上記文書の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書27には、仮設構造物及びそれを設置するために必要な堀の埋立方法についての具体的な設計図面が記載されていることが認められる。

被告は、上記文書につき、竹中工務店の独自のノウハウが記載されており、これが公開されると、競合他社がそのノウハウを模倣することにより、竹中工務店の競争上の利益が損なわれ、竹中工務店に明らかに不利益を与えることになるため、本件条例7条1項2号の非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当すると主張する。

(2) 前記事実経過等に基づく検討

ア 本件条例7条1項2号の該当性判断については前記6(1)イのとおりであ

るところ、本件事業は、特別史跡である名古屋城跡内での作業であり、本
件事業に係る公募型プロポーザルにおいても、「特別史跡内での業務である
こと」が評価項目とされ（前記認定事実(1)エ）、乙28号証によれば、復元
検討委員会は、歴史的建造物の復元の適否の判断に当たり、遺跡の保存に
十分に配慮したものであることを判断基準の一つとしているから、竹中工
務店は、特別史跡である名古屋城跡の保存に配慮するため、仮設構造物や
堀の埋立方法について十分な工夫をしていたものと推認される。そして、
乙24号証の2によれば、本件事業においては、天守の周囲に深い堀や本
丸御殿があり、工事のための作業スペースが限られているほか、特別史跡
の構成要素の一つである石垣や堀等の遺跡を毀損しないように特別の配慮
が求められており、鉄骨造の素屋根や重機を載せる構台等の仮設構造物の
計画の構築に当たり、過去の歴史的建造物の復元のノウハウが活かされた
ものと認められる。

以上からすれば、文書27には、竹中工務店のノウハウが含まれており、
これが公開されると、競合他社が模倣したり、参考にしたりすることによ
り、竹中工務店の競争上の地位が害されるものと認められ、竹中工務店に
明らかに不利益を与えるものといえるから、非公開情報（法人等利益侵害
情報）に該当する。

イ これに対し、原告は、被告は、平成31年2月14日の第16回天守閣
部会（特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会（第16回））の配
布資料をインターネット上に公表しているところ、その資料には天守閣の
解体工事についての記載があるほか、竹中工務店が提案する堀の埋立方法
については、従前から石垣部会において疑問が述べられていたから、文書
27は非公開情報に該当しないと主張する。しかし、甲22号証によれば、
上記配布資料には仮設構造物の設計図面は記載されていないことが認めら
れ、上記アで検討したところからすれば、石垣部会において竹中工務店が

提案する堀の埋立方法に疑問が述べられていたことは上記の判断に影響を与えるものではないから、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(3) 小括

したがって、文書27は、非公開情報（法人等利益侵害情報）に該当する。

10 文書29の非公開情報該当性について

(1) 上記文書の記載内容等について

10 弁論の全趣旨によれば、文書29には、竹中工務店が作成した本件基本計画書中の提案事業費として、木造天守閣の建設費及び設計業務費の概算工事費が記載されていることが認められる。

15 被告は、上記文書が公開されると、①未確定な情報が確定したものと誤解され、根拠を欠いた批判的な意見が流布されることなどにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、本件条例7条1項4号の非公開情報（意思形成過程情報）に該当し、また、②当該情報を確定したものと誤解した市民等が被告や文化庁及び有識者会議構成員に対し問合せや苦情の申入れ等をし、被告がその対応等に追われることにより、文化庁や有識者との間でされるべき議論や調整を行うことができず、本件事業の円滑な進行や調整が阻害されるおそれがあるため、同項5号の非公開情報（事務支障情報）に該当すると主張する。

20 (2) 前記認定事実等に基づく検討

25 本件条例7条1項4号及び5号の該当性判断については前記2(1)イのとおりであるところ、文書29の記載は、飽くまでも木造天守閣の概算工事費であって確定したものではなく、本件事業が、本件基本計画書の作成後、当初想定されていた工法やスケジュールの変更を余儀なくされ、竣工期限の延長が一般に公表されていること（前記認定事実(2)エ）からすれば、上記文書が公開されたとしても、その内容が確定したものであると誤解される可能性は

低いというべきである。また、乙20号証によれば、被告は、平成31年3月に行われた本件事業についての市民向けの説明会において総事業費の上限が505億円であることを説明していることが認められ、証拠（甲30、乙24の2）及び弁論の全趣旨によれば、平成28年3月25日付けの本件技術提案書において、文書29の項目と対応した竹中工務店として提案する事業費の内訳が明らかにされ、その内容が公開されていることも認められるが、一件記録を精査しても、それらによって、不当に市民の間に混乱が生じたり、被告の事務に支障が生じたりしたことはうかがわれない。

以上からすれば、上記文書が公開されることにより、市民の間に混乱が生ずる蓋然性は認められず、公開のもたらす支障が大きいとはいえないから、非公開とすることの合理性は認められず、また、当該情報を確定したものと誤解した市民等が被告や文化庁及び有識者会議構成員に対し問合せや苦情の申入れ等をし、被告がその対応等に追われることにより、本件事業との関係で本来行うべき業務が阻害される蓋然性があるとも認められない。

(3) 小括

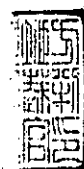
したがって、文書29は、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）に該当せず、その他の事由を含めて非公開事由は存在しない。

1.1 文書30の非公開情報該当性について

(1) 上記文書の記載内容等について

弁論の全趣旨によれば、文書30には、「石垣保存の基本的な考え方」、「天守台石垣保存に関する基本的な考え方」、「天守台石垣保存方針」、「城内石垣全体の保存に向けて」及び「天守閣木造復元事業との関係」の各事項について、被告の検討内容が記載されていることが認められる。

被告は、上記文書につき、これが公開されると、①未確定な情報が確定したものと誤解され、根拠を欠いた批判的な意見が流布されることなどにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、本件条例7条1項4



号の非公開情報（意思形成過程情報）に該当し、また、②有識者から了解が得られていない未確定な内容が流布され、あたかも被告がその内容の既成事実化を図っていると有識者に誤解される可能性があり、被告と有識者との間の信頼関係が損なわれ、その後の石垣保存に関する有識者の円滑な協議・打合せ等が困難となり、被告の石垣保存の事務に支障が生ずるおそれがあるため、同項5項の非公開情報（事務支障情報）に該当すると主張する。

(2) 前記認定事実等に基づく検討

本件条例7条1項4号及び5号の該当性判断については前記2(1)イのとおりであるところ、上記(1)のほか、乙32号証及び弁論の全趣旨によれば、文書30は、被告の職員が平成30年9月10日に文化庁を訪問した際に持参した資料の一部であり、その時点における被告の名古屋城跡の石垣の保存についての考え方等が記載されているものと認められる。そして、名古屋城跡の石垣の保存は、石垣部会において主に検討されるべき事項である（前記認定事実(1)イ）ところ、同部会においては、石垣の上部に江戸時代の石垣が残っていることが判明したことを受け、同年11月、被告の現在の計画は根本的な見直しが必要であるとの意見が出されるなどしており、被告は、文化庁から内堀等の地下遺構の発掘調査や石垣についての更なる確認を求められ、令和元年8月29日に本件事業の竣工期限の延長を公表した際、今後、石垣部会との関係を構築し、同部会の方針をまとめていく必要があることも明らかにしている（同(2)エ）。

以上からすれば、文書30に記載された被告の検討内容は、本件各処分3年以上前のものであり、その後、文化庁や石垣部会からの指摘を受けて変更を余儀なくされており、変更を余儀なくされたことは既に公表されているから、これが公開されたとしても、その内容が確定したものであると誤解されて市民の間に混乱が生じたり、その内容が流布され、被告がその内容の既成事実化を図っていると有識者に誤解されたりする蓋然性は、いずれも認め

られないというべきである。

(3) 小括

したがって、文書30は、非公開情報（意思形成過程情報、事務支障情報）に該当せず、その他の事由を含めて非公開事由は存在しない。

5 1.2 総括

10 以上のとおり、本件各処分で非公開とされた情報のうち、文書1、文書3～5のうち「本丸御殿の工事について」の項目の文化庁職員の発言が記載された部分、文書6～9及び12～15、本件基本計画書の本件避難イメージ図が記載された部分（文書19の一部）、同計画書の防災拠点整備場所又は防災拠点設置場所等が記載された部分（文書19～21及び28の各一部）、並びに文書29～34及び47～50については非公開事由は存在しないが、
15 その他の文書については非公開事由が存在する。したがって、本件各処分のうち、非公開事由が存在しない文書を非公開とした部分については、その処分が取り消されるべきであり、現時点でこれを非公開とすべき事情も見当たらないから、行政事件訴訟法37条の3第5項の規定により、処分行政庁に対して上記部分の公開決定を命ずるのが相当である。他方、本件各処分のその余の部分は適法であるから、同部分の取消しを求める請求は理由がないものとして棄却し、同部分の公開決定の義務付けを求める訴えは、同部分を非公開とする処分が取り消されるべきものでない以上、不適法な訴えとして却
20 下するのが相当である（同法37条の3第1項）。

第4 結論

よって、原告の請求は、(1)本件処分1については、同処分のうち、復命書の名古屋市長の発言の一部（文書1）を非公開とした部分、(2)本件処分2については、同処分のうち、①復命書（名古屋城総合事務所長以下5名分）（文書3）、
25 復命書（ナゴヤ魅力向上担当部長分）（文書4）、及び「2018年7月20日文化庁打ち合わせメモ」と題する書面（文書5）の「本丸御殿の工事について」

の項目に記載されている文化庁職員の発言を非公開とした部分、②名古屋市長の発言の一部を非公開とした部分(文書6～9及び12～15)、③本件基本計画書の本件避難イメージ図を非公開とした部分(文書19の一部)、④本件基本計画書の防災拠点設置場所又は防災拠点設置場所等の記載を非公開とした部分(文書19～21及び28の各一部)、並びに⑤本件基本計画書のZ90の一部を非公開とした部分(文書29)、(3)本件処分3については、同処分のうち、①「石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針(案)について」と題する書面の一部を非公開とした部分(文書30)、及び②名古屋市長の発言の一部を非公開とした部分(文書31～34及び47～50)の取消し、並びに当該部分の公開決定の義務付けを求める限度においてそれぞれ理由があるからこれらを認容し、その余の部分の取消しを求める部分はいずれも理由がないからこれらを棄却し、同部分の公開決定の義務付けを求める訴えは、いずれも不適法であるからこれらを却下することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 日 置 朋 弘

裁判官 佐 久 間 隆

裁判官 若 林 慶 浩

(別紙)

関係法令の定め

第1 文化財保護法

1 2条(文化財の定義)3項

5 この法律の規定(括弧内省略)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

2 125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)1項

10 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。(以下省略)

第2 名古屋市情報公開条例(平成12年条例第65号)(本件条例)

1 1条(目的)

15 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、名古屋市(括弧内省略)の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的とする。

20 2 2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 1号 実施機関 市長(中略)をいう。

(2) 2号 省略

25 (3) 3号 公開請求者 行政文書の公開を請求するもの、公開を請求しようとするもの又は公開を請求したものをいう。

3 3条（実施機関の責務）

実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

4 5条（公開請求権）

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる。

5 7条（行政文書の公開の義務）

(1) 1項（抜粋）

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記載されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

1号 省略

2号 法人その他の団体（中略。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から消費生活等の市民生活又は環境を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上特に必要であると認められるもの

3号 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保

護，犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

4号 市の機関，国，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

5号 市の機関，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 2項

実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

(3) 3項 省略

以上

処分	番号	非公開部分			条項 (被告主張)	被告の主張	原告の主張
		非公開文書	記載箇所	非公開部分の概要			
本件処分1	1	復命書の名古屋市長の発言の一部	乙30の2 2頁	名古屋城木造天守閣のバリアフリー化に関する名古屋市長の発言内容が記載されており、昇降の新技术に関する国際公募の予算等について言及されている。	4号, 5号	(1) 名古屋城木造天守閣の昇降の新技术に関する国際公募は、事務の途上であり、具体的な方法や予算等の内容は確定していない。非公開部分には、中間的かつ暫定的な検討及び意見交換の内容が記載されており、その情報が公開されると、国際公募への応募を検討している企業等が上記情報が確定したものであると誤解し、その情報を前提に国際公募に応募するかの検討を行うことが考えられ、そのような企業等を始めとする市民の間に不当に混乱が生ずるおそれがある。 なお、国際公募業務の予算のうち、令和元年度予算は確定し、既に公表されているが、この事業は令和元年度以降も継続することが予定されており、事業全体の予算は未だ確定していない。 (2) 未確定な情報を公にすることによって、それを確定したものと誤解した市民等が被告や文化庁、有識者会議構成員に問合せ・苦情等を寄せ、被告がその対応等に追われることで、文化庁や有識者との間で行われるべき本来の議論、調整を行うことができず、本件事業の円滑な進行・調整が阻害され、本件事業の事務に支障が生ずるおそれがある。	(1) 非公開部分には、平成30年6月13日の文化庁訪問時の名古屋市長の発言が記載されており、本件各処分がされた令和3年9月16日の段階で同内容が確定した情報であると誤解されるときは考え難く、混乱が発生することはない。また、本件各処分時に平成30年当時の名古屋市長の見解が明らかになったからといって、国際公募に応じるかの検討について混乱が生ずることはなく、被告の主張は理由がない。 (2) 平成31年の予算審議にバリアフリー技術の国際公募業務の予算が提案され、議会で承認されており(甲17)、この時点で、その後の事業内容やスケジュールについても説明され、公表されている。したがって、上記の時点で、国際公募を行うことは決定しており、少なくとも令和元年度分の予算は確定していた。 また、被告は、「非公開部分には、中間的かつ暫定的な検討及び意見交換の内容が記載されて」いると主張するが、非公開部分はわずか3行であり、そこに被告が主張するような具体的な事実が記載されているとは考えられない。 さらに、被告の職員は、令和2年7月頃、障害者団体との面談に際し、「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技术の公募【公募概要】(案)」と題する書面を交付しているが(甲25)、そこには補助金の交付上限額が記載されているから、非公開部分が公開されても、市民の間に不当に混乱が生ずるおそれはない。
	2	同復命書の文化庁職員の発言の一部	乙30の2 2~3頁	本件事業の現状変更許可手続等に関する名古屋市長の発言に対する文化庁職員の発言内容が記載されている。	4号, 5号	(1) 文化庁と被告との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。そのため、仮に非公開部分に記載されている情報が公開されると、被告と文化庁との間の信頼関係が損なわれ、今後、硬直的かつ形式的な議論しか行われなくなり、被告と文化庁との間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。 なお、非公開部分の発言は平成30年にされたものであるが、非公開を前提とした場での率直な意見交換の内容であり、被告と文化庁との意見交換は今後も継続されるから、本件各処分時においても、非公開部分は公開できない。 (2) 本件事業を適切に進めるためには文化財保護の専門家である文化庁の知見が必要不可欠であるが、非公開部分が公開されると、外部からの圧力や干渉等をおそれた文化庁が被告に対して助言や指示等を行わなくなるおそれがあり、被告の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 なお、非公開部分の発言は平成30年にされたものであるが、本件事業は継続中の案件であり、今後も文化庁との協議を重ねる必要があるから、本件各処分時においても、非公開部分は公開できない。 (3) 被告と文化庁との間の信頼関係が損なわれることにより、事務の適正や円滑な協議等に支障が生じ、本件事業の事務に支障が生ずるおそれがある。 すなわち、文化庁職員との意見交換においては、文化財保護の専門家である文化庁職員から、現状変更許可申請等につき、専門的知見に基づいた助言や指導を受けるほか、本件事業を適切かつ効率的に進めていく上で障害となり得る事項について、非公開を前提として、建設的な意見交換が行われている。この場における文化庁職員の発言には、名古屋城天守閣の特性や本件事業の状況を把握した上で、より史実に忠実な復元とするためにどのような方法をとるべきかについて、率直な感想、評価及び印象が含まれており、このような文化庁職員の発言が公開されると、その発言の一部が切り取られて歪曲や印象操作が行われるなどして、市民の誤解や混乱を招き、文化庁職員が外部からの圧力や干渉を受け、被告との間にもあつれきが生ずるなどして、今後、上記の助言等が行われなくなることが考えられ、現状変更許可申請等についての業務に影響が生ずるおそれがある。	(1) 非公開部分は、平成30年6月13日の文化庁訪問時の文化庁の職員の発言内容が記載された部分であり、本件各処分がされた令和3年9月16日の段階でその内容が開示されたとしても、当時の文化庁の指摘事項や問題意識が公開されるだけである。被告は、平成30年以降、文化庁の指摘事項を解決するための作業を行っているから、文化庁との信頼関係が害されることはない。また、文化庁の職員が平成30年の指摘事項を理由に外部からの圧力を受けるとは考え難く、文化庁が、被告職員等とのやりとりを非公開とすることを求めるなどしたこともない。 名古屋市長は、令和3年5月31日の記者会見において、文化庁から文化審議会の内容について口外しないように求められたかのような発言をしているが、名古屋市長が文化庁に確認したところ、文化庁から口止めされた事実がないばかりか、被告が文化庁に対して文化審議会の開催を問い合わせた事実すらないことが明らかとなった(甲27)。文化庁側が非公開部分を公にしないよう求めている以上、非公開部分が公開されても、文化庁との信頼関係は害されない。 (2) 会議が非公開で行われたからといって、会議参加者が作成した復命書を公開することが会議の率直な意見交換を害する理由にはならない。また、文化庁は、現状変更について許可権限を有しており、特別史跡の保全のために助言や指示をしているのであるから、仮に被告との間の信頼関係が損なわれたとしても、助言や指示を控えることはあり得ない。 (3) 文化庁職員の発言は、文化財保護の専門家としての専門的知見に基づいて助言や指示をするものであり、外部からの圧力や干渉によってそれらの発言がされなくなる可能性はない。 (4) 非公開部分は、被告職員等との会話の中のわずか数行の発言と、課題の提示であり、そこに記載された文化庁職員の個人的な所見を含む未確定な情報が確定したものと誤解されるときは考え難い。また、公開することによって文化庁職員の個人的な意見が流布され、誤解に基づく市民の批判的な見解が流布されたとしても、これは不当な混乱ではなく、被告において、その見解の誤りを説明して解決すべきものである。
本件処分2	3	復命書(名古屋城総合事務所長以下5名分)の一部	乙31の2 36頁	文化庁職員の発言内容が記載されており、被告の職員の経過報告(「本丸御殿の工事について」、「石垣部会関係」、「天守閣部会報告関係」、「基本計画書」に関するもの)について言及されている。	4号, 5号	通し番号2に同じ。	(1) 通し番号2に同じ。 (2) 本丸御殿の工事は平成30年6月8日に終了しており、本件各処分時において当該部分を非公開とすることに合理性はない。また、「石垣部会関係」「天守閣部会報告関係」「基本計画書」に係る記載についても、本件各処分時において非公開とすることに合理性はない。
	4	復命書(ナゴヤ魅力向上担当部長分)の一部	乙31の2 38頁				
	5	「2018年7月20日文化庁打ち合わせメモ」と題する書面の一部	乙31の2 46頁				
	6	復命書(名古屋城総合事務所長分)の「面会記録」の項の2段落目の一部					
						(1) 通し番号2(1)~(3)に同じ。 (2) 本件事業について様々な意見が表明されることは当然のことであり、そのような意見が表明されることは外部からの圧力や干渉等には該当しない。したがって、非公開部分に記載されている情報が公開されたとしても、被告の意思決定の中立性が不当に損なわれることはない。 (3) また、被告の副市長は、平成30年10月15日の記者会見(以下「本件記者会見」という。)において、文化庁が石垣部会の了解をとってないことを心配していたので、石垣部会と協議して進めることとしたと発言しているが(甲41)、これは、非公開部分の発言内容を明らかにするものであると考えられる。	

7	同項の3段落目の一部	乙31の2 48頁	名古屋市長の発言内容が記載されており、石垣の整備計画の作成や研究センターの創設について言及されている。	通し番号6に同じ。	通し番号6に同じ。
8	同項の6段落目		本件事業のスケジュールに関する名古屋市長の発言内容が記載されている。	通し番号6に同じ。	(1) 通し番号6に同じ。 (2) 非公開部分に記載された情報が中間的な検討や意見交換の内容であることは明らかであり、確定したものであると誤解される可能性はない。また、名古屋市長は、本件記者会見において、本件事業のスケジュールについて言及している。
9	同項の7段落目		通し番号6に同じ。	通し番号6に同じ。	通し番号6に同じ。
10	同復命書の文化庁職員の発言が記載された部分の1行目の一部	乙31の2 54頁	文化庁職員の発言内容が記載されており、本件事業に関する名古屋市長の発言について言及されている。	通し番号2に同じ。	(1) 通し番号2(1)~(3)に同じ。 (2) 非公開部分に記載されている情報が公開されたとしても、被告と文化庁との間の率直な意見の交換が不当に損なわれることはない。 (3) 文化庁には被告職員等との面談記録が残っていない。名古屋市長は、文化庁からの反論等がないことに乗じて、「文化庁はこう言っている。」「文化庁から言うなど言われている。」などと発言しているが、それらの発言は根拠を欠いている。
11	同部分の2行目と3行目の一部		本件事業の現状変更許可手続等に関する文化庁職員の発言内容が記載されており、名古屋市長の発言について言及されている。	通し番号2に同じ。	通し番号2(1)~(3), 10(3)に同じ。
12	「市長国家提案【文化庁】<平成30年7月26日(木)>面会記録」と題する書面の「面会記録」の項の2段落目の一部		通し番号6に同じ。	通し番号6に同じ。	通し番号6に同じ。
13	同3段落目の一部		通し番号7に同じ。	通し番号7に同じ。	通し番号7に同じ。
14	同6段落目		通し番号8に同じ。	通し番号8に同じ。	通し番号8に同じ。
15	同7段落目	通し番号9に同じ。	通し番号9に同じ。	通し番号9に同じ。	
16	同書面の文化庁職員の発言が記載された部分の1行目の一部	通し番号10に同じ。	通し番号10に同じ。	通し番号6及び10に同じ。	
17	同部分の2行目と3行目の一部	通し番号11に同じ。	通し番号11に同じ。	通し番号11に同じ。	
18	名古屋城天守閣整備事業基本計画書(概要編・資料編・図面編)(乙31の3。以下「本件基本計画書」という。)G80~G83の一部	乙31の3 83~86頁	名古屋城木造天守閣に関する「構造計画の考え方」が記載されており、どのような耐震補強が有用であるかなどを検討した結果が記載されている。	2号 (1) 名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでになく、大規模な木造建築物の構造的な安全性を確保するために、株式会社竹中工務店のノウハウを活かした手法が用いられている。非公開部分には、地震時における建物の変形度合いを求めるために設定した基礎構造や木材の接合部の強度の条件が分かるグラフや、最適な構造補強のためのダンパーの設置箇所等、耐震強度の解析手法、利用したデータ、解析結果、解析結果に基づく耐震補強方法等に関する情報が具体的に記載されており、これらの情報は、竹中工務店のノウハウであり、他の歴史的建造物の復元にも応用可能である。そのため、非公開部分が公開されると、競合他社がそのノウハウを模倣することで、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。 (2) 最大層間変形角応答のグラフは、木造天守閣の剛性や耐力等の力学的特性を設定し、様々な模擬地震波を想定したシミュレーションの計算結果を示すものである。木材は、鉄骨やコンクリートといった工業製品とは異なり、樹種、大きさ、形状によって品質が異なり、剛性や耐力等の値に幅があるため、その力学的特性を設定するためには、多くの経験と高度な知見が必要となる。竹中工務店は、様々な伝統建築の既往の研究をくまなく調査し、社内に蓄積されている過去の検証結果等も比較検討した上で、木造天守閣の力学的特性を設定しており、そこには、竹中工務店のノウハウが活かされている。上記グラフが公開されると、既に公開されている他の情報と照合することで、竹中工務店の木造天守閣の力学的特性の設定が明らかとなり、ノウハウが流出する。	(1) 非公開部分については、平成30年7月19日に実施された「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会(第12回)」(以下「第12回天守閣部会」という。)において、出席者から、各階のどこに、どれだけつくかが説明されていないとの発言があるほか、竹中工務店の担当者も、別途説明の機会を設ける趣旨の発言をしており(甲18)、本件基本計画書をもみても、ダンパーの設置は構造補強の一例として記載されたにすぎないと考えられるから、確定した内容ではなく、各階への具体的な設置方法も記載されていないものと推認される。 そして、ダンパー設置は現代的な建造物の耐震補強の方策としては確立した技術であり、その技術自体には新規性は認められず、ダンパーを設置するかやどのような設置方法を採用するかは、個々の歴史的建造物毎に検討されるべき事項であるから、非公開部分が公開されても、竹中工務店のノウハウが模倣されることはない。 (2) 非公開部分の一部である最大層間変形角応答のグラフは、検証の結果が記載されているものにすぎず、それが公開されたとしても、竹中工務店のノウハウが開示されたことにはならないはずである。 また、本件事業においては、令和3年6月、上記グラフの前提となっている構造(跳ね出し架構)が見直されることとなっており、竹中工務店の競合他社が上記グラフの基礎となる力学的特性をそのまま用いることはできなくなった。

<p>19</p>	<p>同G91, G93, G94, G97~G99, G102~G107, G109~G112, G114, G115, G117~G127, G132, G133の一部</p>	<p>乙31の3 94, 96, 97, 100~102, 105~110, 112~115, 117, 118, 120~130, 135, 136頁</p>	<p>名古屋城木造天守閣に関する「防災・避難計画の考え方」について記載されており、火災時の観覧者の避難ルートや排煙方法を発生場所ごとに個別具体的に分析し、避難計画を検討した結果が記載されている。また、名古屋城木造天守閣内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う「防災拠点」の設置場所や人員配備等についての情報が記載されている。</p>	<p>2号</p> <p>(1) 名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでになく、竹中工務店は、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、そのノウハウを活かした独自の手法を用いている。 非公開部分には、木造天守閣の形状を前提として、避難完了時間や煙の性状の分析、安全な避難が可能かを検証した過程、安全性を担保するための特別な考慮をした排煙の方法、特殊な消火設備とその燃焼抑制効果の検証や避難困難者への対応等の、防災・避難計画を策定するにあたってのプロセス、利用したデータ、解析結果、解析結果に基づく対策が具体的に記載されており、これらの情報は、竹中工務店のノウハウであり、他の歴史的建造物の復元にも応用可能である。そのため、非公開部分が公開されると、競合他社がそのノウハウを模倣することで、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。なお、非公開部分に記載された情報は、第12回天守閣部会での説明では言及されていない。</p> <p>(2) また、原告は、「消防設備システム評価書」の添付資料の多くが市民に公開されていると主張するが、当該評価書及びその添付資料は、市民一般に公開されるものではなく、別件の情報公開請求においても、非公開部分に相当する部分は公開されていない。</p>	<p>(1) 非公開部分に記載された防災・避難計画の考え方は、今後検討を加えて確定されるべきものである上、防災・避難計画の考え方については、天守閣部会において複数回議論され、その内容がインターネット上に公開されている(甲18, 21)から、非公開部分に記載された情報は既に公知の事実となっているというべきであり、その情報を公開することに支障がないことを被告が自認しているものといえるから、非公開部分が公開されたとしても、観覧者や職員等の安全及び安心の確保に支障が生ずるおそれはない。</p> <p>(2) ①竹中工務店の担当者は、上記(1)のとおり、第12回天守閣部会において、非公開部分に記載された排煙の方法について、「天守閣では自然排煙を、外周の入側の窓が有効に働きますので、自然排煙を行います。階段の高い方が、煙突のように下から煙が上がっていかないように煙の侵入防止策を行うことを考えています。」などとした上で、防災拠点の位置についても具体的に説明しており、その説明内容はインターネット上に公開されている(甲18)。また、②被告は令和2年1月29日に一般財団法人日本消防設備安全センターから「消防設備システム評価書」を受領し、その添付資料の多くが市民に公開されているから、非公開部分が公開されても、竹中工務店の競争上の利益が損なわれることはない。そして、③本件基本計画書G91の「⑦天守の外に24時間対応可能な防災拠点を設ける」の項の記載から防災拠点の位置を推知することができることは考え難く、④非公開部分の一部は、公開された部分の記載内容から推認することができ、⑤本件基本計画書G99に記載されていると推察される火災発生時の受信、通報システムの名称や、避難時間、避難計画の検証、火災被害拡大防止の検証、避難経路の確保、総合的な避難計画の検討、救助の考え方、逃げ遅れ対策、排煙窓の位置、火災報知機の作動フローチャートの一部、スプリンクラーの効果についての記載が公開されたとしても、特段の不都合は生じないというべきである上、⑥これらの情報は、利用者の安心及び安全のため、公開されるべきものである。さらに、⑦本件基本計画書G123~125のため、公開されるべきものである。さらに、⑧本件基本計画書G126の非公開部分については、放水銃の起動方法についての説明であるが、非公開部分にどのような情報が記載されているかが明らかではなく、⑨本件基本計画書G132, 133の非公開部分には、自衛消防組織の責任者の職名が記載されているものと考えられるところ、職名が明示されたとしても、観覧者や職員等の安全及び安心の確保に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。以上からすれば、非公開部分が公開されても、竹中工務店のノウハウが害されたり、観覧者や職員等の安全及び安心の確保に支障を及ぼすとはいえない。</p>
<p>20</p>	<p>同G134の一部</p>	<p>乙31の3 137頁</p>	<p>名古屋城木造天守閣に関する「防災・避難計画の考え方」について記載されており、①特殊な排煙方法のほか、②名古屋城木造天守閣内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う「防災拠点」の設置場所についての説明と、その配置場所を示した図面が記載されている。</p>	<p>2号</p> <p>(1) 名古屋城ほどの大規模な木造の歴史的建築物の復元工事が行われた例はこれまでになく、竹中工務店は、大規模な木造建築物の防災・避難計画策定のために、そのノウハウを活かした独自の手法を用いている。 非公開部分には、安全性を担保するための特別な考慮をした排煙の方法が記載されており、竹中工務店のノウハウが記載され、他の歴史的建造物の復元にも適用可能である。そのため、この情報が公開されると、競合他社が上記ノウハウを模倣することで、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。</p> <p>(2) 通し番号19の2号(2)に同じ。</p>	<p>竹中工務店の担当者は、第12回天守閣部会において、排煙の方法について、「天守閣では自然排煙を、外周の入側の窓が有効に働きますので、自然排煙を行います。階段の高い方が、煙突のように下から煙が上がっていかないように煙の侵入防止策を行うことを考えています。」などと説明し、その説明内容はインターネット上に公開されている。また、排煙装置の設置場所については、公開された部分の記載から推認することができるから、非公開部分が公開されたとしても、竹中工務店のノウハウが害されることはない。また、公開されている竹中工務店の技術提案書には、「加圧排煙」についての記載がある。 また、被告は令和2年1月29日に一般財団法人日本消防設備安全センターから「消防設備システム評価書」を受領し、その添付資料の多くが市民に公開されているから、非公開部分が公開されても、竹中工務店の競争上の利益が損なわれることはない。</p>
<p>21</p>	<p>同G135の一部</p>	<p>乙31の3 138頁</p>	<p>名古屋城木造天守閣に関する「防災・避難計画の考え方」について記載されており、①排煙設備の発災時における作動の流れのほか、②名古屋城木造天守閣内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う「防災拠点」の設置場所についての情報が記載されている。</p>	<p>2号</p> <p>通し番号20の2号に同じ。</p>	<p>通し番号20の2号に同じ。</p>
				<p>3号</p> <p>通し番号20の3号に同じ。</p>	<p>通し番号20の3号に同じ。</p>
				<p>3号</p> <p>(1) 非公開部分には、防災拠点の設置場所にとどまらず、各防災拠点における防災機能の内容、拠点相互間の役割分担・相互関係等に関する情報が、図面上の位置関係とともに、具体的に記載されており、非公開部分が公開されると、悪意ある第三者によって、この防犯・防災機能が阻害され、ひいては観覧者や職員等の安全・安心確保に支障を及ぼすおそれがある。非公開部分には、第12回天守閣部会での説明よりも、具体的かつ詳細な内容が記載されている。</p> <p>(2) 第12回天守閣部会での配布資料(甲31)に非公開部分の情報の一部が記載されていることは認めるが、非公開部分の全部が明らかになったわけではなく、上記の記載内容が非公開部分のどの部分に記載されているかが特定されることで、他の部分の内容や意義が推知されることになるから、上記の記載内容を含め、全体が非公開情報に該当するというべきである。</p>	<p>(1) 非公開部分に記載された防災・避難計画の考え方は、未確定のもので、今後検討を加えて確定されるものであるほか、竹中工務店の担当者は、第12回天守閣部会において、防災拠点の位置についても具体的に説明し、その説明内容はインターネット上に公開され、既に公知の事実となっており、被告自身が非公開部分に記載された情報を公開することに支障がないことを認めているから、非公開部分が公開されても、観覧者や職員等の安全及び安心の確保に支障が生ずるおそれはない。</p> <p>(2) 第12回天守閣部会で記者クラブに提供された配布資料(甲31)には、防災・避難計画の考え方、本防災計画の主な特徴、自然排煙と上階への煙侵入防止策、表階段の遮煙区画、逃げ遅れ者対策、防災拠点が記載されており、被告は、上記資料を公開しているから、非公開部分を非公開とする必要はない。この点について被告が主張するおそれは極めて抽象的である。上記資料に記載された情報は、非公開部分の中核をなす情報であるから、非公開部分を公開することで上記資料を公開する際に認められなかった防犯・防災機能が阻害されるおそれが生ずるとは考え難い。</p>

22	同S125～S128の一部	乙31の3 266～269頁	「昭和期実測図及び野帳・調書」のガラス乾板写真から読み取れる天守閣の断面図等を分析した結果及びその分析根拠が記載されている。	2号 (1) 竹中工務店は、過去に「特別史跡平城京跡第一次大極殿正殿」や「特別史跡五稜郭跡内箱館奉行所庁舎」の復元工事を請け負うことなどしており、現存しない過去の建築物の外観や構造を可能な限り正確に分析・推定し、復元工事に用いる設計図面等を作成するノウハウを有している。非公開部分には、その分析の根拠が記載されており、この情報は、竹中工務店のノウハウであり、他の歴史的建造物の復元にも応用可能である。そのため、この情報が公開されると、競合他社が上記ノウハウを模倣することにより、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。なお、非公開部分には、分析の根拠等について、平成30年11月2日に開催された「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会（第13回）」（以下「第13回天守閣部会」という。）での説明（甲19）や配布資料（甲20）よりも詳細な情報が記載されている。 (2) 原告は、非公開部分は社会通念上公開することが予定されていると主張するが、非公開部分には竹中工務店のノウハウが記載されており、社会通念上公開することが予定されているものではない。	(1) 分析対象の資料自体は非公開とすべきものではない。また、被告は、第13回天守閣部会の議事録（甲19）及び配布資料（甲20）をインターネット上に公開しており、これらの資料には、竹中工務店が作成した設計図書についての詳細なデータや、竹中工務店の担当者の具体的な説明が記載されているから、被告は、非公開部分に記載された情報が竹中工務店のノウハウに該当しないことを自認した。 (2) 歴史的建造物の復元の手法は、文化の伝承を図るため、社会通念上公開することが予定された情報であるといえる。
23	同S197の一部	乙31の3 338頁 乙21	名古屋城天守閣に関する資料がどのように写本されたのかを分析し、それぞれの資料の相関関係を時系列でまとめた上で、復元の根拠とすべき資料とその資料を選択した理由が記載されている。	2号 (1) 文献資料の相関関係を分析し、復元の根拠とすべき文献を抽出する作業においては、その相関関係をどのような視点や根拠に基づいて分析するかが記載されており、この情報は、竹中工務店のノウハウであり、他の歴史的建造物の復元にも応用可能なものである。そのため、この情報が公開されると、競合他社が上記ノウハウを模倣することにより、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。なお、非公開部分に記載された情報は、第13回天守閣部会での説明（甲19）や配布資料（甲20）には含まれていない。 (2) 原告は、非公開部分に記載されている情報は復元の正当性を検証する資料として将来的に公開されることが予定されているなどと主張するが、復元の根拠となる資料は既に公表されており、竹中工務店のノウハウを含む非公開部分を公開することは予定されていない。	(1) 通し番号22の(1)に同じ。 (2) 非公開部分には、名古屋城天守閣に関する資料がどのように写本されたかを分析し、どのような変遷をたどったかについての評価プロセスが記載されているが、非公開部分の分析の対象となっている文献の変遷が問題となる場合は、本件事業以外には想定し難く、その分析プロセスにまつわる市場は存在しないので、非公開部分が公開されても、竹中工務店の競争上の地位が害されることはない。 (3) また、竹中工務店の分析の視点等は、名古屋城天守閣の木造復元の正確性を担保するものであるため、社会通念上公開されるべき情報である。
24	同S215の一部	乙31の3 356頁	焼失前の名古屋城天守に使用されていたと伝承される木材片（以下「本件木材片」という。）についての分析結果とその根拠が記載されており、木材に加えられた加工方法から加工された年代を割り出す方法により、当該木材片が名古屋城天守で使用されていた部材であると結論付けられている。	2号 (1) 非公開部分に記載されている情報は、竹中工務店のノウハウを含むものであり、その情報が公開されると、競合他社が非公開部分に記載されている方法を模倣することなどが想定され、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。なお、非公開部分の情報は、第13回天守閣部会での説明（甲19）や配布資料（甲20）には含まれていない。 (2) 原告は、非公開部分は社会通念上公開することが予定されている旨主張するが、非公開部分には竹中工務店のノウハウが記載されており、社会通念上公開することが予定されているものとはいえない。	(1) 分析対象の資料自体は非公開とすべきものではない。また、被告は、第13回天守閣部会の議事録をインターネット上で公開しているところ、その議事録には、本件木材片の分析結果をもとにした木材の寸法についての検討内容が記載されている（甲19）。 (2) 非公開部分は、本件木材片の分析結果とそのプロセスという、学術的な視点に基づく分析手法が記載されており、学問の自由の範疇に属するものであり、公表後は発案者である竹中工務店のみが独占的に活用できるものではない。非公開部分に記載された分析手法が竹中工務店の営業活動に資するものは、当該分析手法を用いたことにあるのではなく、分析手法を竹中工務店が確立した、という先駆者としての地位を得た点にあるのであって、その分析手法を後発者が採用したとしても、竹中工務店の学術的な先駆者としての地位は揺らぐわけではないから、竹中工務店の営業上の利益を害することにはならない。したがって、非公開部分が公開されても、竹中工務店の競争上の地位は害されない。 (3) 非公開部分には、本件木材片が名古屋城天守で使用されたかについての分析結果とその根拠が記載されているところ、本件事業以外の場面で本件木材片の分析が問題となる場合は想定し難く、その分析にまつわる市場が存在しないので、当該非公開部分が公開されても、竹中工務店の競争上の地位が害されることはない。 (4) 非公開部分に記載されている情報は、復元の正確性を担保するための資料であり、復元の正確性を検証するために社会通念上公開されるべき情報である。
25	同S217, S218, S220, S221, S223～S232の一部	乙31の3 358, 359, 361, 362, 364～373頁	木造天守閣の復元原案についての考証内容が記載されている。具体的には柱や梁、貫について、複数の資料から焼失前の木造天守閣の構造を分析し、その分析結果と根拠が記載されている。	2号 非公開部分には、複数存在する歴史資料の相互間に認められる齟齬を踏まえた分析や正誤判定が記載されており、考証の視点や方法等について竹中工務店のノウハウが活かされている。そのため、非公開部分が公開されると、上記ノウハウが競合他社に模倣されるなどすることで、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。なお、非公開部分には、第13回天守閣部会での説明（甲19）や配布資料（甲20）よりも詳細な情報が記載されている。	分析の対象となった文書自体は、非公開とすべきものではない。また、被告は、第13回天守閣部会の議事録（甲19）及び配布資料（甲20）をインターネット上に公開しているところ、これらの書面には、「焼失前の名古屋城木造天守閣の柱の数やその構造を把握するため、どのような長さ・太さの柱が使用されていたか、その使用本数等を検討・分析した結果」等についての記載がある。
26	同S249, S253, S265, S266の一部	乙31の3 390, 394, 406, 407頁	木造天守閣の復元原案についての考証内容が記載されている。具体的には瓦や橋台、銚金物について、複数の資料から焼失前の木造天守閣の構造を分析し、その分析結果と根拠が記載されている。	2号 通し番号25に同じ。	通し番号22(1)に同じ。
27	同Z59, Z60の一部	乙31の3 468, 469頁	仮設構造物（天守を覆う壁と屋根）及びそれを設置するために必要な堀の埋立方法についての具体的な設計図面が記載されている。	2号 非公開部分には、木造天守閣の工事期間中の仮設構造物の設計図が掲載されている。この設計図は、木造天守閣よりも大きい鉄骨の仮設構造物に係るものであり、特別史跡である石垣や堀等の遺構を毀損することのないような方策、安全確保や生産性向上のための工夫を示す事項が示されており、その作成に当たっては竹中工務店のノウハウが活かされており、他の歴史的建造物の復元にも応用可能である。そのため、非公開部分が公開されると、競合他社が上記ノウハウを模倣することにより、竹中工務店の競争上の利益が損なわれる。なお、非公開部分に記載された情報は、平成31年2月14日に開催された「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会（第16回）」（以下「第16回天守閣部会」という。）の配付資料（甲22）には記載されていない。	被告は、第16回天守閣部会の配付資料（甲22）をインターネット上に公開しているところ、その文書には、現天守閣の解体工事についての記載があるから、非公開部分の情報が本件条例7条1項2号の情報に該当しないことは明らかである。また、令和3年10月29日に開催された「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣・埋蔵文化財部会（45回）」において、同部会の構成員から、内堀を埋めてそこにクレーンの台座を設置する方法は採用し難いとの意見が出されるなどしているから、非公開部分を非公開にする理由はない。

28	同Z67の一部	乙31の3 476頁	名古屋城木造天守閣内部に設置された監視カメラの映像の監視と発災時の防災情報の集約と監視等を行う「防災拠点」の配置場所や設備についての情報が記載されている。	3号	通し番号20の3号に同じ。	通し番号19及び20の3号に同じ。
29	同Z90の一部	乙31の3 499頁	名古屋城木造天守閣に関する「概算工事費」が記載されている。	4号, 5号	<p>(1) 非公開部分の情報は、再検討と修正が予定されている中間的かつ暫定的なものである。当該情報が公開されると、未確定な情報が確定したものと誤解され、根拠を欠いた批判的な意見が流布されることなどにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。本件条例7条1項4号の「不当に」とは、「審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公開することによる利益と比較衡量し、なお公開することがもたらす支障が重大であるため非公開とする場合」をいうところ、再検討が予定されている概算工事費の内訳について市民に誤解を抱かせること自体が、市政への市民の信頼を著しく毀損させるものであり、「公開することがもたらす支障が重大であるため、非公開とする場合」に当たる。</p> <p>(2) 本件条例7条1項5号該当性の主張については、通し番号1(2)に同じ。</p> <p>(3) なお、被告は、シンポジウム等で、本件事業の総事業費の上限が505億円であることを示しているが、これは、上限を示したのみであり、今後の価格交渉で総事業費が低くなることも考えられるから、上記主張に影響しない。</p>	<p>(1) シンポジウム等で未確定の総事業費の上限が示されている以上、仮に非公開部分が公開されたとしても、未確定の個々の概算工事費用が確定したものであるかのような印象や誤解を与えるおそれはない。また、仮にかかる誤解が生じたとしても、被告は、これが誤解であることを説明する責任を負っているというべきであり、不当な混乱が生じたということとはできない。</p> <p>(2) 本件事業の事業費について市民が議論を行うことは、市民の行政への参加であり、非公開部分を非公開とする理由にはならない。</p> <p>(3) また、本件事業の設計業務の契約内容は全て公開されており(甲34~39)、公表されている竹中工務店の技術提案書(甲30)には、本件事業の事業費参考額、提案額、提案参考額が記載されている。</p>
本件処分3	「石垣保存の基本的な考え方と天守台石垣の保存方針(案)について」と題する書面の一部	乙32の2 2, 3頁	「石垣保存の基本的な考え方」、「天守台石垣保存に関する基本的な考え方」、「天守台石垣保存方針」、「城内石垣全体の保存に向けて」、「天守閣木造復元事業との関係」の各事項について、被告の検討内容のまとめが記載されている。	4号, 5号	<p>(1) 非公開部分に記載された情報は、中間的かつ暫定的なものである。この情報が公開されると、未確定な情報が確定したものと誤解され、根拠を欠いた批判的な意見が流布されることなどにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。なお、非公開部分に記載されている情報は、第12回天守閣部会の配布資料(甲32)に記載されている内容とは異なり、平成30年11月3日及び同日4日の新聞記事(乙5の2の4~7頁)の内容と関連するものでもない。</p> <p>(2) 非公開部分には、有識者から了解を得られていない被告の見解が記載されており、非公開部分が公開されると、未確定な内容が流布され、あたかも被告がその内容の既成事実化を図っていると有識者に誤解される可能性があり、被告と有識者との間の信頼関係が損なわれ、今後の石垣保存に関する有識者の円滑な協議・打合せ等が困難となり、被告の石垣保存の事務に支障が生ずるおそれがある。</p>	<p>(1) 被告は、平成30年7月19日に開催された第12回天守閣部会において、石垣保存案を資料として配付し、その資料をインターネット上で公開している(甲23)が、本件各処分が行われた時点で、混乱は発生していない。</p> <p>(2) 平成30年11月2日に開催された「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会(第29回)」(以下「第29回石垣部会」という。)では、被告の職員が、天守閣部会は合意したが、石垣部会は同意していないと発言しており、その発言が記載された議事録(甲24)がインターネット上に公開されているから、非公開部分に記載された案が確定したものでないことは一般に明らかになっている上、非公開部分に記載された情報が確定したものでないことは、公開部分の記載をみて明らかである。また、石垣の保存方法が本件事業の課題となっていることは、公開部分の記載をみれば明らかであり、同年8月3日に行われた市長の記者会見(乙5の2の1頁)や、同年11月3日頃の新聞記事(乙5の2の4~7頁)でも触れられている。</p> <p>(3) 上記新聞記事によれば、石垣部会が、被告の石垣保存の調査が不十分であり、石垣毀損のおそれがある工法を採用しようとしているなどとして被告の計画を批判していたことは公知の事実であったというべきである。時系列からすると、非公開部分には、石垣部会の批判の前提となった被告の考え方の概略が記載されているものと推認され、非公開部分が公開されたとしても、未確定な情報が確定したものと誤解したり、根拠を欠いた批判的な意見が流布されるとは考え難く、被告の案に対する批判は本来の市民の行政への参加であるから、不当な混乱ではない。</p> <p>(4) 平成30年7月9日に被告の職員と石垣部会の構成員が行った打ち合わせで使用された資料(「天守台石垣の保全の安全対策」)が公開されており(甲40)、当該資料は、非公開部分の記載と密接に関連するものであるから、非公開部分を非公開とする必要はない。</p>
31	復命書(平成30年8月3日(金)分)の「面談記録」の項の1段落目の一部	乙32の2 10頁	名古屋市長の発言内容が記載されており、天守台石垣の保全に関し、石垣部会とどのように調整していくかについて言及されている。	4号, 5号	<p>(1) 文化庁と被告との打合せは、非公開で行われ、非公開であることを前提とした率直な意見交換が実施されている。そのため、仮に非公開部分に記載されている情報が公開されると、被告と文化庁との間の信頼関係が損なわれ、今後、硬直的かつ形式的な議論しか行われなくなり、被告と文化庁との間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>(2) 本件事業に当たっては、様々な事情を総合的に考慮した上で政治的判断を行う必要があり、非公開部分に記載されている情報が公開されると、被告に対する外部からの圧力や干渉等が予想され、被告の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>(3) 非公開部分には、本件事業に関する中間的かつ暫定的な検討及び意見交換の内容が記載されており、仮定等を含んだ未確定な情報が記載されている。このような未確定な情報を公にすると、それを確定情報と誤解した市民等が、被告、文化庁及び有識者会議構成員に対して問合せや苦情等を寄せることが考えられ、被告がその対応等に追われたり、被告と有識者との間の信頼関係が損なわれ、今後、硬直的かつ形式的な議論しか行われなくなるおそれがある。そのため、非公開部分が公開されると、非公開を前提とする被告と文化庁との間の率直な意見交換が不当に阻害され、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。</p> <p>なお、非公開部分に記載された情報は、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会(第29回)」(第29回石垣部会)の議事録(甲24)には記載されていない。</p>	<p>(1) 文化庁と被告の交渉過程は、第29回石垣部会における職員の発言の中でも触れられ、その内容はインターネット上に公開されており(甲24)、被告のいう「おそれ」がないことは明らかである。</p> <p>(2) 石垣の保全について問題点があることは、本件処分時にすでに報道されており、非公開部分の情報が未確定であることは周知の事実であった。このことからすれば、非公開部分に記載された情報が公開されても、不当に市民の間に混乱を生じさせることはない。</p> <p>(3) 本件事業について様々な意見が表明されることは当然であり、これらの意見は市民の市政への参加そのものであって、外部からの圧力や干渉等には該当しない。したがって、非公開部分に記載されている情報が公開され、これにより、様々な意見が名古屋市に寄せられたとしても、これは市民による行政参加の意欲が高まっただけのことであり、こうした意見によって被告の政策決定に影響が生じたとしても、それは被告の意思決定の中立性が不当に損なわれたことにはならない。</p> <p>(4) 未確定の意見が確定したものと誤解されたとしても、それは被告の市民に説明する責任によって誤解を解く作業が必要となるだけであって、かかる状況となったことは、不当な混乱ではない。</p>

32	同項の3段落目	乙32の2 10頁	名古屋市長の発言内容が記載されており、本件事業に無理解な世論について言及されている。	4号, 5号	(1) 通し番号31(1)(2)と同じ。なお、非公開部分に記載された情報は、第29回石垣部会の議事録(甲24)には記載されていない。	(1) 被告は、非公開部分に記載されている情報が公開されることで被告と文化庁との間の率直な意見の交換が不当に損なわれることになると主張するが、その具体的な理由を主張していない。	
33	同項の4段落目の一部		名古屋市長の発言内容が記載されており、木造復元と耐震改修との比較や木造復元のスケジュールについて言及されている。		通し番号31と同じ。	(2) 非公開部分に記載された情報が未確定であることは明らかである。	
34	同項の6段落目		名古屋市長の発言内容が記載されており、第三者がどのようにして本件事業に関する情報発信を行うと想定されるかについて言及されている。		(1) 通し番号32(1)と同じ。	(3) 通し番号31と同じ。	通し番号31及び32(2)と同じ。
35	同復命書に記載された文化庁職員の発言の一部		本件事業の現状変更許可手続等に関する名古屋市長の発言に対する文化庁職員の発言内容が記載されている。		通し番号2と同じ。		通し番号33と同じ。
36	復命書(平成30年9月10日(月)分)の「(1)石垣部会WGの概要報告」の項の内容部分	乙32の2 12頁	文化庁職員の発言内容が記載されており、被告の職員「石垣部会WGの概要報告」について言及されている。	4号, 5号	通し番号31と同じ。	(1) 名古屋市長は、記者会見において、天守閣の木造復元に当たり石垣部会が指摘した事項を解決しなければならないと発言しており(乙5の2の1頁)、石垣部会が指摘した事項を解決しなければならないこと自体は、周知の事実であった。したがって、非公開部分が公開されても、その内容が決定されたものと誤解される可能性はない。また、石垣問題は本来の市民の行政への参加であり、不当な混乱ではない。	
37	同復命書の「(2)復元検討委員会や文化審議会の日程は」の項の内容部分		文化庁職員の発言内容が記載されており、被告の職員「復元検討委員会や文化審議会の日程」についての質問に回答している。		通し番号31と同じ。	(2) 通し番号2(1)~(3)、31及び32(2)と同じ。	通し番号36(2)と同じ。
38	同復命書の(3)の項から(5)の項まで		本件事業の現状変更許可手続等に関する名古屋市長の発言に対する文化庁職員の発言内容が記載されている。		通し番号2と同じ。		通し番号2(1)~(3)と同じ。
39	復命書(平成30年9月25日(火)分)の「文化庁の考え」の項の内容部分		文化庁職員の発言内容が記載されており、本件事業に対する文化庁の考えについて言及されている。		通し番号31と同じ。	通し番号36(2)と同じ。	
40	同復命書の「文化審議会の日程」の項の内容部分	文化庁職員の発言内容が記載されており、文化審議会の日程について言及されている。	通し番号31と同じ。	通し番号36(2)と同じ。			
41	同復命書の「基本計画書の提出」の項の内容部分	文化庁職員の発言内容が記載されており、名古屋市による本件基本計画書の提出について言及されている。	通し番号31と同じ。	通し番号36(2)と同じ。			
42	同復命書の2枚目の4項	文化庁職員の発言内容が記載されており、本件事業についての文化庁の考えについて言及されている。	通し番号31と同じ。	通し番号36(2)と同じ。			
43	同復命書の「名古屋市幹部職員の訪問」の項の内容部分	乙32の2 14, 15頁	文化庁職員の発言内容が記載されており、被告の幹部職員が訪問する際の文化庁の対応方針について言及されている。	4号, 5号	通し番号2と同じ。	通し番号36(2)と同じ。	
44	同復命書の「その他」の項の1, 2段落		文化庁職員の発言内容が記載されており、本件事業に対する文化庁の考えについて言及されている。		通し番号31と同じ。	通し番号36(2)と同じ。	
45	同項の3, 4段落		文化庁職員の発言内容が記載されており、本件事業についての提言と被告の職員の発言が記載されている。		通し番号2と同じ。	(1) 非公開部分に記載された情報が公開されたからといって、監督省庁である文化庁が形式的な意見しか述べないということはありませんし、本件事業を推進しようとする被告の職員が意見を述べることを差し控えることはありません。	(2) 通し番号36(2)と同じ。

46	同項の5段落		文化庁職員の発言内容が記載されており、本件事業に対する文化庁の考えについて言及されている。		通し番号31に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
47	「市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)>面談記録」と題する書面の「面談記録」の項の1段落目の一部				通し番号31に同じ。	通し番号31に同じ。
48	同項の3段落目	乙32の2 26頁			通し番号32に同じ。	通し番号32に同じ。
49	同項の4段落目の一部				通し番号33に同じ。	通し番号8に同じ。
50	同項の6段落目				通し番号34に同じ。	通し番号32に同じ。
51	同書面の文化庁職員の発言が記載されている部分の一部				通し番号35に同じ。	通し番号2(1)~(3)に同じ。
52	「文化庁打合せメモ(平成30年9月10日(月)分)」と題する書面の一部	乙32の2 28~31頁	文化庁職員及び被告の職員の発言内容が記載されており、石垣や本件事業について言及されている。		通し番号2に同じ。	通し番号45に同じ。
53	「文化庁訪問<平成30年9月25日(火)面談記録>」と題する書面の「文化庁の考え」の項の内容部分			4号, 5号	通し番号39に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
54	同書面の「文化審議会の日程」の項の内容部分				通し番号40に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
55	同書面の「基本計画書の提出」の項の内容部分	乙32の2 32, 33頁			通し番号41に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
56	同書面の4項				通し番号42に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
57	同書面の「名古屋市幹部職員の訪問」の項の内容部分				通し番号43に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
58	同書面の「その他」の項の1, 2段落				通し番号44に同じ。	通し番号36(2)に同じ。
59	同項の3, 4段落				通し番号45に同じ。	通し番号45に同じ。
60	同項の5段落				通し番号46に同じ。	通し番号36(2)に同じ。

これは正本である。

令和4年3月30日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 前河佳奈

